

幕別町地域防災計画

(資料編)

(案)

平成26年3月

幕別町防災会議

第1章 総則

1-1	幕別町防災会議条例	1
1-2	幕別町防災会議運営規程	3
1-3	幕別町防災対策本部条例	4
1-4	防災関係機関一覧表	5
1-5	自主防災組織	9
1-6	気象記録	11
1-7	災害記録	13

第2章 情報の収集及び伝達

2-1	防災に関するサイレン信号等	20
2-2	気象業務法に基づく注意報・警報等	21
2-3	水防法に基づく注意・警報等	23
2-4	消防法に基づく通報・警報等	26
2-5	雨量・水位・地震観測所	27
2-6	直接即報基準	28
2-7	気象庁による雨・風・地震等の区分表	29

第3章 通信施設

3-1	幕別町防災行政無線施設条例	39
3-2	幕別町防災行政無線施設条例施行規則	41
3-3	幕別町防災行政無線（同報系）の概要	43

第4章 災害援護

4-1	被災者に対する経済・生活面の支援制度（市町村窓口分）	44
4-2	応急金融の概要	51
4-3	幕別町災害見舞金交付要綱	63
4-4	幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例	65
4-5	幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例施行規則	69

第5章 避難・救出

5-1	地震・津波時の指定緊急避難場所	73
5-2	大雨（洪水・内水氾濫）時の指定緊急避難場所	76
5-3	土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）時の指定緊急避難場所	77
5-4	大規模な火事の指定緊急避難場所（広域避難場所）	78
5-5	指定避難所	79
5-6	大雨（洪水・内水氾濫）時の指定避難所	82
5-7	土砂災害（崖崩れ、土石流、地滑り）時の指定避難所	83
5-8	福祉避難所（要配慮者収容可能施設）	84
5-9	広域一時滞在避難所	85
5-10	要配慮者利用施設一覧表	85
5-11	浸水区域内要配慮者利用施設一覧表	88
5-12	避難所開設に伴う各種様式	90

第6章 救急医療

6-1	医療機関一覧表	100
6-2	医療衛生材料調達先一覧表	102
6-3	災害時の医療救護活動に関する協定書	103
6-4	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	105

第7章 交通輸送

7-1	町保有車両一覧表	109
7-2	緊急輸送ネットワーク指定路線	110

第8章 派遣・要請

- 8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等 1 1 5

第9章 雪害予防

- 9-1 北海道雪害対策実施要綱 1 1 7
9-2 北海道融雪災害対策実施要綱 1 2 3
9-3 町道除雪作業基準 1 2 7

第10章 災害危険箇所

- 10-1 浸水想定区域図 1 2 8
10-2 津波浸水予測図 1 2 9
10-3 重要水防箇所 1 3 1
10-4 重要水防箇所図 1 3 3
10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所 1 3 4
10-6 土砂災害危険箇所 1 3 6
10-7 土砂災害危険箇所図 1 3 8

第11章 危険物

- 11-1 危険物、貯蔵所等所在一覧表 1 4 0
11-2 都市ガス（簡易ガス）供給先一覧表 1 4 8

第12章 消 防

- 12-1 消防署及び消防団の現況 1 4 9
12-2 消防水利の現況 1 5 0
12-3 消防車両等の配置状況 1 5 1
12-4 消防用機器及び資材保有状況 1 5 3
12-5 水防資機材の現況 1 5 5

第13章 公用負担

- 13-1 町長等の応急公用負担一覧表 1 5 6

第14章 飲料水・食料・生活必需物資の供給

- 14-1 災害備蓄一覧表 1 5 7
14-2 食料その他の物資の備蓄保管場所 1 5 8
14-3 災害備蓄一覧表（福祉避難所用） 1 5 9
14-4 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書 1 6 0
14-5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 1 6 1
14-6 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定 1 6 4

第15章 広域相互応援計画

- 15-1 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 1 6 6
15-2 北海道広域消防相互応援協定 1 6 9
15-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定 1 7 3

第16章 防災機関等の防災協定

- 16-1 防災協定一覧 1 7 5
16-2
(1) 災害時の医療救護活動に関する協定書（十勝医師会） 1 7 6

(2)	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（十勝歯科医師会）	180
(3)	災害時における要援護者の緊急受入に関する協定書（幕別真幸協会）	182
(4)	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（医療法人社団博愛会）	186
(5)	災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人博愛会）	190
(6)	災害時における協力要請に関する協定書（セイコーマートいちのへ店）	194
(7)	災害時における協力要請に関する協定書（セイコーマート札内店）	196
(8)	災害時における協力要請に関する協定書（セイコーマートもり店）	198
(9)	災害時における協力要請に関する協定書（セイコーマートしなだ幕別店）	200
(10)	災害時における協力要請に関する協定書（セブンイレブン幕別札内中央町店）	202
(11)	災害時における協力要請に関する協定書（セブンイレブン幕別札内暁店）	204
(12)	災害時における協力要請に関する協定書（セブンイレブン幕別札内店）	206
(13)	災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書（幕別町商工会）	208
(14)	災害時における発電機等の供給に関する協定書（共成レンテム）	210
(15)	災害時における発電機等の供給に関する協定書（ナラサキリース）	211
(16)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書（コカ・コーラボトリング）	212
(17)	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定（帯広地方石油業協同組合）	214
(18)	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定（コープさっぽろ）	216
(19)	幕別町における災害応急対策支援に関する協定（幕別建設業協会）	218
(20)	幕別町所管公園施設における災害時の協力体制に関する実施協定 （幕別維持管理事業協同組合）	220
(21)	災害等の発生時における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧 活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）	222
(22)	災害時における協力に関する協定書（忠類運輸）	224
(23)	災害時における非常放送に関する協定書（おびひろ市民ラジオ）	226
(24)	災害時における非常放送に関する協定書（エフエムおびひろ）	228
(25)	災害時における北海道及び市長村相互の応援に関する協定（北海道、道内市町村）	230
(26)	防災情報の共有に係る協定書（北海道開発局）	233
(27)	災害時相互応援に関する協定書（日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会）	235
(28)	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ（北海道開発局）	242
(29)	「道の駅防災用備蓄資機材及び情報提供装置」に関する協定書（帯広開発建設部）	244
(30)	災害時相互応援に関する協定書（開成町）	247
(31)	災害時相互応援に関する協定書（上尾市）	249
(32)	災害時相互応援に関する協定書（中土佐町）	251
(33)	災害時における協力に関する協定書（多田学園）	253
(34)	災害時における協力に関する協定書（ルートインジャパン）	255
(35)	災害時における幕別町と幕別町内郵便局の協力に関する協定（幕別町内郵便局）	259
(36)	災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書（全国霊柩自動車協会）	261

第17章 関係法規・要綱・基準等

17-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	264
------	----------------------	-----

第18章 その他

18-1	災害広報文例集	266
------	---------	-----

資料1－1 幕別町防災会議条例

○幕別町防災会議条例

(昭和38年3月23日 条例第2号)

改正

昭和58年11月24日 条例第38号

平成12年3月24日 条例第23号

平成12年9月29日 条例第60号

平成15年3月7日 条例第10号

平成18年3月10日 条例第9号

平成25年12月12日 条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幕別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により幕別町水防計画を審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は33人以内とし、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 町の区域の全部又は一部を管轄する警察署長又はその指名する職員
- (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 町の教育委員会の教育長
- (4) 東十勝消防事務組合の消防団長のうちから町長が任命する者
- (5) 東十勝消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- (6) 指定地方行政機関及び北海道の職員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
- (8) 町内の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(10) 公募による者

6 前項第1号及び第4号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから、町長が任命する。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年11月24日条例第38号)

この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日条例第60号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月7日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月10日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日条例第35号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

資料1-2 幕別町防災会議運営規程

○幕別町防災会議運営規程

(昭和58年12月1日 規程第1号)

改正

平成18年1月16日 規程第6号

(趣旨)

第1条 幕別町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び幕別町防災会議条例（昭和38年3月23日条例第2号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(防災会議の招集)

第2条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。
- 3 防災会議招集の通知には、会議の目的、場所及び議題を付記しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届け出ておくものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、災害発生時緊急を要する場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和58年12月1日から施行する。

資料1－3 幕別町災害対策本部条例

○幕別町災害対策本部条例

(昭和38年3月23日 条例第3号)

改正

平成12年3月24日 条例第56条

平成25年12月12日 条例第36条

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、幕別町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第56条）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第36条）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

資料1-4 防災関係機関一覧表

1 幕別町

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
幕別町役場民生部町民課交通防災係	幕別町本町130番地	0155-54-6601(直)	0155-54-2111(代)
〃 忠類総合支所住民課交通防災係	幕別町忠類錦町439番地1	01558-8-2111	
幕別町教育委員会	幕別町錦町98番地	0155-54-2006	

2 官公庁

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
北海道総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111(代)	
十勝総合振興局地域政策部地域政策課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9023	主査(防災)
帯広建設管理部事業室事業課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8726	施設保全室
〃 大樹出張所	大樹町鏡町1番地6	01558-6-3141	
保健環境部保健行政室	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8634	
十勝教育局	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-27-8627	企画総務課総務係
農業改良普及センター十勝東部支所	池田町字西3条5丁目	01557-2-3128	
農業改良普及センター十勝南部支所	大樹町下大樹186番地4	01558-6-2055	
十勝総合振興局森林室	浦幌町東山町10番地23	015-576-2165	
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目	0155-24-3194	防災対策官
〃 帯広河川事務所	幕別町札内西町73番地6	0155-25-1294	
〃 池田河川事務所	池田町字利別東町	015-572-2661	
〃 帯広道路事務所	幕別町札内西町73番地6	0155-25-1250	
〃 広尾道路事務所	広尾町並木通東2丁目5番地	01558-2-3148	
〃 足寄道路事務所	足寄町栄町1丁目43番地	0156-25-2601	
北海道農政事務所帯広地域センター	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-24-2401	
北海道森林管理局十勝西部森林管理署	帯広市東9条南14丁目2番地2	0155-24-6118	
帯広測候所	帯広市東4条南9丁目2番地1	0155-24-4555	ホットライン26-3519
北海道財務局帯広財務事務所	帯広市西5条南6丁目1番地1	0155-25-6381	総務課総務係
北海道運輸局帯広運輸支局	帯広市西19条北1丁目8番地4	0155-33-3286	総務企画輸送・監査 担当

3 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
東十勝消防事務組合消防本部	幕別町錦町90番地	0155-54-2912	
幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434	

幕別消防署札内支署	幕別町札内中央町319番地9	0155-56-2419	
幕別消防署忠類支署	幕別町忠類本町112番地1	01558-8-2250	
幕別消防署糠内分遣所	幕別町字五位349番地9	0155-57-2320	
途別消防部	幕別町字途別231番地	0155-56-5200	
駒島消防部	幕別町字駒島514番地32	0155-57-2676	

4 警察

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
帯広警察署	帯広市西1条北1丁目1番地	0155-25-0110	警備係(内461・462)
帯広警察署幕別駐在所	幕別町宝町53番地1	0155-54-2151	
〃 札内交番	幕別町札内中央町487番地	0155-56-2151	
〃 糠内駐在所	幕別町字五位373番地	0155-57-2151	
〃 忠類駐在所	幕別町忠類白銀町165番地	01558-8-2151	

5 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
陸上自衛隊第5旅団第4普通科連隊本部 管理中隊	帯広市南町南7線31番地	0155-48-5121	内3052

6 報道機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
NHK帯広放送局	帯広市西5条南7丁目7番地2-2	0155-23-3111	放送センター
HBC帯広放送局	帯広市西2条南10丁目11番地	0155-23-9125	報道部
STV帯広放送局	帯広市東4条南13丁目2番地2	0155-23-8600	放送局長
HTB帯広支社	帯広市西3条南10丁目32番地	0155-22-0531	支社長
UHB本社	札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5321	報道部
FMウイング	帯広市東2条南11丁目1番地2	0155-25-5770	
FM・JAGA	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-23-0778	
北海道新聞帯広支社	帯広市西4条南9丁目1番地4	0155-24-2151	
十勝毎日新聞社	帯広市東1条南8丁目2番地	0155-22-2121	

7 ライフライン

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(株)NTT東日本北海道支店設備部災害対策室	帯広市西4条南5丁目1番地	0155-23-8921	帯広支店総括担当 (委任先)
北海道電力(株)帯広支店	帯広市西5条南7丁目2番地1	0155-24-5162	企画総務課

帯広ガス(株)	帯広市西9条南8丁目5番地	0155-24-4200	総務課
イワタニ北海道(株)帯広営業所	幕別町札内みずほ町143番地 112	0155-56-1005	

8 交通・輸送等

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(一社)十勝地区トラック協会	帯広市西19条北2丁目4番地	0155-36-8575	
十勝地区バス協会	帯広市西23条北1丁目1番地1	0155-37-6500	十勝バス(株)内※
北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広駅	帯広市西2条南12丁目	0155-27-2179	帯広ブロック管理
北海道旅客鉄道(株)幕別駅	幕別町錦町141番地	0155-54-2100	
〃 札内駅	幕別町札内中央町638番地4	0155-56-2029	
日本貨物鉄道(株)北海道支社帯広営業支店	帯広市西20条南1丁目7番地1	0155-33-3220	
日本通運(株)帯広支店	帯広市西20条南1丁目1番地10	0155-41-1111	総務課
(一社)北海道警備業協会帯広支部	帯広市大通南15丁目19後藤ビル内	0155-24-7111	帯広ビル管理(株)内

※十勝バス(株)と北海道拓殖バス(株)で2年に一度事務局を交代している。

9 金 融

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
日本銀行帯広事務所	帯広市西2条南12丁目1番地	0155-25-5252	
北洋銀行幕別支店	幕別町本町97番地	0155-54-2121	
十勝信用組合幕別支店	幕別町本町93番地	0155-54-2428	
帯広信用金庫札内支店	幕別町札内中央町380番地	0155-56-3171	

10 医療関係

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
(一社)十勝医師会	帯広市西5条南2丁目11番地2	0155-28-2898	
(一社)十勝歯科医師会	帯広市東7条南9丁目15番地3	0155-25-2172	
黒澤病院	帯広市大通南4丁目1番地	0155-24-2200	緊急告示医療機関
帯広第一病院	帯広市西4条南15丁目17番地3	0155-25-3121	〃
帯広厚生病院	帯広市西6条南8丁目1番地	0155-24-4161	地域災害医療センター 緊急告示医療機関 感染症指定医療機関
十勝脳神経外科病院	帯広市西13条南1丁目1番地2	0155-35-6711	緊急告示医療機関
北斗病院	帯広市稲田町基線7番地5	0155-48-8000	〃
開西病院	帯広市西23条南2丁目16番地27	0155-38-7200	〃

11 その他防災関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
幕別町農業協同組合	幕別町本町45番地	0155-54-4111	
札内農業協同組合	幕別町札内中央町467番地	0155-56-2131	
帯広大正農業協同組合	帯広市大正本町東1条2丁目1番地	0155-64-5211	
忠類農業協同組合	幕別町忠類栄町259番地	01558-8-2311	
十勝農業共済組合 東部事業所(幕別家畜診療所)	幕別町字軍岡53番地7	0155-54-3141	
十勝農業共済組合 南部事業所	大樹町下大樹180番地1	01558-6-2141	
幕別町商工会	幕別町錦町141番地9	0155-54-2703	
幕別町商工会札内事務所	幕別町札内中央町336番地1	0155-56-2709	
幕別町商工会忠類事務所	幕別町忠類白銀町204	01558-8-2141	
幕別郵便局	幕別町本町51番地1	0155-54-2030	
札内郵便局	幕別町札内青葉町311番地7	0155-56-2310	
札内桜町郵便局	幕別町札内桜町118番地4	0155-23-2505	
糠内郵便局	幕別町五位371番地2	0155-57-2144	
忠類郵便局	幕別町忠類幸町1番地	01558-8-2260	
幕別町社会福祉協議会	幕別町新町122-1	0155-55-3800	
幕別町社会福祉協議会忠類支所	幕別町忠類白銀町384番地10	01558-8-2070	
幕別建設業協会	幕別町忠類白銀町158番地	01558-8-2055	三島組(株)内事務局
幕別町森林組合	幕別町宝町 53 番地 1	0155-54-2911	

資料1-5 自主防災組織

1 自主防災組織一覧表

H25. 04. 01現在

No.	自主防災組織名称	結成年月日	備考
1	あかしや南2公区防災会	H07. 09. 23	
2	緑町第4公区防災会	H09. 04. 20	
3	みずほ町公区防災会	H17. 08. 01	
4	若草町第3公区防災会	H17. 09. 01	
5	旭町第2公区防災会	H18. 04. 01	
6	札内新北町西公区防災会	H18. 04. 01	
7	若草町第2公区防災会	H18. 04. 01	
8	寿町第3公区自主防災会	H19. 04. 01	
9	あかしや公区防災会	H19. 04. 01	
10	北町第3町内会防災会	H20. 04. 01	
11	若草町第1公区防災会	H20. 04. 01	
12	札内西町第2公区防災会	H20. 10. 01	
13	東春日公区防災会	H21. 01. 25	
14	宝町公区防災会	H21. 04. 01	
15	春日町公区防災会	H21. 04. 05	
16	あかしや南1公区防災会	H22. 01. 01	
17	桂町第2公区防災会	H22. 04. 11	
18	青葉町第1公区自主防災会	H23. 01. 16	
19	札内新北町東公区防災会	H23. 03. 27	
20	札内北町第二公区自主防災会	H23. 04. 03	
21	北町第一公区自主防災会	H23. 04. 10	
22	緑町第三公区自主防災会	H23. 05. 12	
23	文京町公区防災会	H24. 02. 01	
24	忠類栄町公区防災会	H24. 04. 01	
25	忠類幸町公区防災会	H24. 04. 01	
26	忠類本町公区防災会	H24. 04. 01	
27	忠類錦町公区防災会	H24. 04. 01	
28	忠類白銀町公区防災会	H24. 04. 01	
29	忠類上忠類公区防災会	H24. 04. 01	
30	忠類上当公区防災会	H24. 04. 01	
31	忠類幌内公区防災会	H24. 04. 01	
32	忠類新生公区防災会	H24. 04. 01	
33	中央町第2公区防災会	H24. 04. 08	

34	旭町4 公区自主防災会	H24. 04. 21	
35	豊町公区自主防災会	H25. 04. 01	

2 自主防災組織への支援

(1) 支援制度の概要

幕別町協働の町づくり支援事業の公区防災活動支援事業により、公区の防災活動を支援することを目的に、①防災計画の策定②避難用非常持出し袋の整備③避難訓練等の実施に伴う経費について、町より公区及び複数公区に対して交付金を交付する。

(2) 支援の内容

実施主体	公区・複数公区
交付対象	防災計画の策定、避難用非常持出し袋の整備、避難訓練等の実施による備品購入に係る経費及び消耗品等に係る経費
交付率	防災計画の策定 1 / 1 非常持出し袋の整備 1 / 3 訓練等の実施による備品購入に係る経費 2 / 3 訓練等の実施による消耗品等に係る経費 1 / 1
限度額	防災計画の策定 70,000 円 非常持出し袋の整備 1セット1,000 円 訓練等の実施による備品購入に係る経費 100,000 円 訓練等の実施による消耗品等に係る経費 20,000 円
実施基準	防災計画を樹立することを必須とする。

資料1-6 気象記録

年	気 温 (°C)			最大時間降水量 (mm)	最大日降水量 (mm)	年間降水量 (mm)	平均風速 (m/S)	最大風速 (m/S)	年間日照時間 (時間)
	平均	最高	最低						
54	5.1	31.1	-27.6	16	134	984	1.4	12	2,456.5
55	4.6	31.5	-27.7	47	55	869	1.3	13]	2,347.6
56	4.2	34.3	-27.0	21	190	1,078	1.3	12	2,344.6
57	4.8	32.4	-31.7]	20	94	793	1.3	9	2,451.6
58	4.2	35.5	-28.3	10	65	990	1.4	10	2,300.7
59	4.2	33.7	-30.3	16	110	711	1.4	9	2,504.4
60	4.5	33.6	-30.3	26	103	853	1.4	10]	2,340.6
61	3.8	34.6	-28.3	17	90	938	1.3	10	<u>2,420.4</u>
62	4.5	32.2]	-30.8	14	76	827	1.4	10	880.4]
63	4.8	33.8	-26.0	31	232	1,209	1.4	10	1,784.8
平元	6.3	32.1	-25.5	25	150	1,171	1.5	10	1,806.9
2	5.3]	31.9]	-28.9	24	154	1,387	1.3	10	1,870.1
3	5.6	31.4	-28.3	16	88	851	1.3	11	1,829.1
4	4.9	30.9	-26.0	19	76	887	1.3	10	1,662.6
5	4.8	28.9	-25.7	16]	125	1,323	1.3	11	1,665.2
6	6.0	35.9	-26.3	24	99	1,049	1.4	9	1,970.5
7	5.6	32.8	-27.3	13]	64	1,083	1.3	10	1,680.6
8	4.4	31.1	-27.6	11	61	943	1.3	9	1,720.0
9	4.9	30.6	-23.5	15	80	962	1.2	10	1,760.3
10	4.9	31.7	-29.2	22	159	1,260	1.3	10	1,811.7
11	5.7	35.1	-25.0	17	96	963	1.2	11	1,975.5
12	5.0	34.4	-31.8	15	111	1,320	1.1	7	1,825.0
13	4.0	31.3	-29.8	21	113	813	1.2	9	1,909.8
14	5.2	<u>31.2</u>	<u>-24.9</u>	<u>26</u>	152	1,233	1.4	<u>9</u>	1,989.6
15	4.7	30.4	-28.2	19	135	947	1.4	10	1,658.8
16	5.8	35.1	-26.7	15	63	942	1.3	10	1,864.3
17	5.2	34.7	-26.4	15	104	779	1.3	9	1,866.3
18	5.8	33.4	-25.0	18	86	995	1.4	9	1735.0
19	5.7	<u>35.1</u>	<u>-21.3</u>	<u>22</u>	133	994	1.2	<u>9]</u>	<u>1905.1</u>
20	6.4]	31.2]	-27.5]	26.0]	60.0]	664.5]	1.2]	11]	1806.8]
21	5.3	31.9	-24.7	29.0	59.0	1323.5	1.3	9.5	1911.8
22	6.2	35.8	-29.1	18.5	78.5	1131.0	1.4	11.0	1936.1
23	5.5	33.5	-26.8	17.5	92.5	921.5	1.4	10.6]	2038.0

年	気 温 (°C)			最大時間降水量 (mm)	最大日降水量 (mm)	年間降水量 (mm)	平均風速 (m/S)	最大風速 (m/S)	年間日照時間 (時間)
	平均	最高	最低						
24	5.4	33.7	-28.4	21.0	151.0	1310.0	1.3	10.4	1891.3
25	5.7	33.0	-28.9	25.5	88.5	1096.5	1.4	12.6]	1965.3

※データは糠内観測所による。

下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

記号 (]) は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す (資料不足値)。

資料1-7 災害記録

＜地震＞

発生年月日	災害の概要
昭和27年3月4日	<p>【十勝沖地震】 午前10時24分31秒発生。マグニチュード8.2。 (幕別地域) 被災者 176名。負傷者4名。駒島地区が最も被害が多く、駒島地区76名が避難所に避難。本町では初めての災害救助法の適用を受ける。 被害総額 104,278千円。人口 17,826人中 7,079人が被害を受ける。 住宅全壊32戸、半壊 1,193戸。その他建築物の被害、多数。 道路では、札内止若 200m、相川21号 200m、猿別川西線 100m、街路側溝7ヶ所。 橋梁では、奥糠内橋、心勝橋、坂下橋、14号橋、6線、暗渠被害額 3,040千円。 (忠類地域) 住宅被害は、全壊15戸、半壊23戸、破損46戸、被災者122人。橋梁破損1ヶ所、家畜被害は馬2頭、羊3頭死亡。被害総額2,750千円。</p>
平成5年1月15日	<p>【釧路沖地震】 午後8時6分発生。マグニチュード7.8。 (幕別地域) 災害対策本部設置 人的被害は、火傷による負傷者1名。被害総額 154,168千円。新和自然の家の体育館が半壊したほか、建築物の被害、多数。道路では、大豊零号線、軍岡大豊線、糠内古舞線に被害。</p>
平成6年10月4日	<p>【北海道東方沖地震】 午後10時23分発生。マグニチュード8.1。 (幕別地域) 人的被害は負傷者1名。役場庁舎の貯水槽から漏水。建築物18戸が損壊を受ける。道路では、古舞九号線が深さ90cm、長さ48m陥没。</p>
平成15年9月26日	<p>【十勝沖地震】 午前4時50分発生。マグニチュード8.0。 (幕別地域) 被害総額 312,968千円。住宅半壊1戸。その他建築物の被害、多数。道路では、新川12線他17路線が段差、路肩沈下等。 (忠類地域) 農業被害は、営農施設10件4,400千円、その他16件11,312千円。土木被害は、道路69件56,300千円。下水道被害は、4件647千円。公園被害は、5件535千円。浄化槽被害が、16件7,600千円。商工被害9件30,450千円。教育関係被害は、5件2,400千円。その他16件3,046千円。衛生被害2,660千円。被害総額119,350千円</p>
平成16年11月29日	<p>【釧路沖地震】 午前3時32分発生。マグニチュード7.1。 (幕別地域) 人的被害(軽傷) 1名</p>
平成24年8月25日	<p>【十勝南部地震】 午後11時16分発生。マグニチュード5.9。 (忠類地域) 震度5弱を観測。 電柱破損による通行止め1箇所。公共施設の建築物被害2カ所。</p>
平成25年2月2日	<p>【十勝中部地震】 午後11時17分発生。マグニチュード6.4。 (幕別地域) 震度5弱を観測。</p>

	災害対策本部設置 公共施設の建築物被害8カ所。 水道管の漏水1カ所。
--	--

<風 害>

発生年月日	災 害 の 概 要
昭和29年5月10日	(幕別地域) 暴風により、畑のほか建物にも被害が多く発生し、午後6時に災害対策本部を設置。町内の各小中学校が何れも被害を受けたほか、住宅14戸が全壊し、17戸が半壊。非住宅は全壊26戸、半壊18戸。一方、発芽したばかりの作物も土砂とともに吹き飛ばされ、ほとんどが再播しなければならなかった。
昭和38年5月22日	(幕別地域) 夕刻から1週間吹き続いた風で埋没した畑42ha、飛散被害畑 600ha、被害農家727戸。
平成19年1月7日	(幕別地域) 暴風雪により防風保安林に幹折れ、根返りの被害。被害面積2.34ha。

<水 害>

発生年月日	災 害 の 概 要
大正8年9月23日	(幕別地域) 3日間降り続いた雨で畑、道路、橋梁に大きな被害が発生。特に茂登谷地区の道路をはじめコボレ坂、糠内零号橋、途別橋、糠内奥糠内間道路に被害を受ける。
大正11年8月25日	(幕別地域) 十勝川本支流を襲った大洪水により唎別、白人及び猿別地区に大きな被害を受けた。死者2名。流失家屋21戸、床上浸水91戸、床下浸水 127戸。 農地流失72ha、農作物被害 2,029ha、被害額 381,000円。 橋梁流失36ヶ所、破損21ヶ所、道路破損18ヶ所、被害額27,000円。
大正12年11月1日	(幕別地域) 大雨で十勝川、猿別川が決壊し唎別北部、白人北部が浸水。家屋の床上浸水18戸、床下浸水22戸。農作物の被害330ha、畑の被害額15,900円。道路、橋梁の被害額 3,800円。
昭和37年8月4日	【台風9号】 (幕別地域) 住宅及び非住宅の浸水46戸。農地の冠水 2,330ha、行方不明1名、馬1頭、豚4頭が溺死。岩松ダムの放水で十勝川の小中島で8名が孤立し、自衛隊のヘリコプターで救出。被害総額86,220千円。
昭和39年8月22日	(幕別地域) 継続的な降雨のため河川の増水により、農地の冠水563ha、千住15号橋流失、河川決壊2ヶ所、道路の決壊6ヶ所、崖崩れ2ヶ所。
昭和47年9月16日	【台風20号】 (幕別地域) 小河川の氾濫により浸水。道々幕別大樹線決壊で中里地区で3名、猿別川・十勝川の増水により小中島で1名の計4名が死亡。 床上浸水9戸、床下浸水7戸、非住宅全壊・半壊各1戸、被害額191千円。 農地冠水2,900ha、畜産被害、軽種馬4頭、被害額 2,800千円。 土木被害56ヶ所、被害額 3,000千円。橋梁被害8ヶ所、被害額 1,600千円。 (忠類地域) 道路、橋梁流失。
昭和50年5月17日	(幕別地域) 豪雨被害により町内全域に大きな被害をもたらす。 土木被害59ヶ所、被害額59,710千円。農業被害170ha、被害額10,860千円。住宅被害、床下浸水12戸。

	(忠類地域) 床上浸水1戸、床下浸水7戸。
昭和50年8月23日	【台風6号】 (幕別地域) 土木被害13ヶ所、被害額7,500千円。農業被害1,964ha、被害額170,068千円。
昭和50年11月7日	(幕別地域) 集中豪雨により町内全域に被害をもたらす。 土木被害59ヶ所。住宅被害、床上浸水1戸、床下浸水7戸。
昭和51年10月20日	(幕別地域) 低気圧による大雨被害。 土木被害30ヶ所、被害額23,650千円。
昭和54年10月19日	【台風20号】 (幕別地域) 土木被害42ヶ所、被害額18,000千円。住宅被害、床上浸水3戸、床下浸水55戸、被害額200千円。
昭和56年8月3日	【台風12号】 (幕別地域) 総雨量162mm。住宅被害は、床下浸水5戸、床上浸水1戸。土木被害14ヶ所、被害額24,498千円。農業被害88件、被害額1,133,067千円。林業被害、被害額150,000千円。水産被害1件、被害額2,500千円。
昭和56年8月23日	【台風15号】 (幕別地域) 土木被害2ヶ所、被害額6,180千円。住宅被害6戸、被害額5,400千円。非住宅被害25戸、被害額4,180千円。農業被害37件、被害額215,353千円。
昭和59年5月2日	(幕別地域) 5月2日から3日にかけて二つの低気圧が通過し、町内で局地的被害。 糠内地区では総雨量が152mmを記録し、融雪水と重なり糠内、軍岡地区などで21戸が床下浸水。農業関係では冠水、表土流失等で約2億円の損害。また、旧途別川の増水で濁流が孵化場の飼育池に流入し、大量の稚魚が酸欠死。
昭和61年9月3日	(幕別地域) 9月3日午後から4日にかけて台風15号崩れは、糠内で総雨量133mmを記録。この雨で道破損39箇所など総額134,650千円
昭和62年9月1日	(忠類地域) 台風12号から変わった低気圧による被害で、非住宅2軒倒壊。
昭和63年11月24日	(幕別地域) 豪雨により町内全域に被害。総雨量は糠内で251mm、24時間雨量が237mm、1時間最大雨量31mmと過去最高の降雨量を記録。24日午後6時30分に災害対策本部を設置。70世帯110人が避難所に避難。 住宅被害は、糠内、途別、あかしや町、桂町などで床上浸水15戸、床下浸水42戸、被害額2,500千円。河川氾濫4ヶ所、被害額17,000千円。土木被害149ヶ所、被害額151,310千円。農業用施設被害48件、被害額688,700千円。農地冠水被害146.75ha、被害額440,250千円。農作物被害83.96ha、被害額16,320千円。畜産被害、育成牛2頭、被害額200千円。被害総額1,316,280千円。 (忠類地域) 総雨量251mm。栄町公住一帯が浸水し、村道11本20ヶ所路肩や路床が決壊、村道8本が一時通行止め。住宅被害は、床上浸水1戸、床下浸水4戸。河川被害は、4ヶ所決壊し、市街地の水道が一時断水。被害総額6,780千円
平成元年6月29日	(幕別地域) 大雨による被害。糠内で総雨量205mm記録。29日午後6時30分、災害対策本部設置。 土木被害115ヶ所、被害額80,850千円。農業被害65件、被害額404,400千円。都市

	施設1件、被害額2,000千円。被害総額487,250円
平成2年11月5日	(幕別地域) 集中豪雨による被害。総雨量が糠内で158mmを記録。5日午前9時に、災害対策本部を設置。 土木被害85ヶ所、被害額41,800千円。農業被害、被害額316,400千円。都市施設4件、被害額1,200千円。住宅被害、床上浸水2戸、床下浸水18戸。被害総額359,400千円。
平成4年9月9日	【台風17号】 (幕別地域) 11日午後3時に災害対策本部を設置。中里地区で総雨量145mmを記録したが、被害の規模は、比較的軽微であった。
平成5年6月4日	(幕別地域) 低気圧による大雨被害。4日午後5時10分に災害対策本部を設置。中里で総雨量229mmを記録。農業施設48件、土木施設51件、農地の冠水147ha、農地流失・土砂流入などが約3ha。被害総額267,000千円。
平成5年8月28日	【台風11号】 (幕別地域) 土木被害21ヶ所、被害額14,900千円。
平成10年8月29日	(幕別地域) 活発な前線による被害。災害対策本部設置。雨量は、中里で総雨量111mm、時間最大雨量12mm。 農作物被害43件、被害額66,081千円。農業用施設34件、被害額12,000千円。林業被害1件、被害額80,000千円。土木被害42ヶ所、被害額25,000千円。
平成10年9月16日	【台風5号】 (幕別地域) 午後2時15分災害対策本部設置。雨量は中里で総雨量178mm、時間最大雨量31mm。避難勧告(避難対象515世帯1,535人のうち、84世帯235名が避難)を発令。 農地被害186件、被害額315,161千円。農業用施設 200件、被害額130,000千円。 土木被害186ヶ所、被害額140,000千円。住宅被害床上浸水1戸、床下浸水19戸(途別、軍岡、糠内、五位、猿別、みずほ、あかしや)。その他、パークゴルフ場のサーモン・つつじの両コースが冠水。 (忠類地域) 大樹町では雨量315mmを記録。夕方から河川が増水、あふれ出した水で一時は国道235号線や道々生花大樹線、村道が通行止め。住宅被害は、床上浸水1戸、床下浸水4戸。道路被害は、村道路肩崩壊27ヶ所、内通行止め7ヶ所。河川被害は、護岸決壊6ヶ所、がけ崩れ1ヶ所、農業用排水路流失5ヶ所、農地の流失・埋没も40戸77ha。
平成10年9月22日	【台風7号】 (幕別地域) 午前1時に災害対策本部設置。雨量は、中里で総雨量62mm、時間最大雨量13mm。特に大きな被害なし。
平成10年10月2日	【台風21号】 (忠類地域) 床下浸水3戸、村道被害6件。
平成11年7月14日	(幕別地域) 大雨による被害。午後1時に災害対策本部設置。雨量は、中里で総雨量112mm、時間最大雨量13mm。
平成12年4月22日	(幕別地域) 大雨による被害。午後4時災害対策本部設置。雨量は中里で、総雨量128mm、時間最大雨量15mmを記録。 住宅被害、避難勧告617戸(あかしや南2、泉町東、みずほ、途別)。土木被害47ヶ所、被害額39,487千円。農作物被害48件、26ha。農業用施設94件、43,000千円。

平成13年8月22日	<p>【台風11号】 (幕別地域) 総雨量が180mmの大雨が見込まれ、午後4時に災害対策本部を設置。しかし、当初の予想よりも雨量が大幅に少なくなり、特に被害はなし。雨量は、中里で総雨量53mm、時間最大雨量12mm。</p>
平成13年9月11日	<p>【台風15号】 (幕別地域) 15時30分に災害対策本部設置。雨量は中里で、総雨量201mm、時間最大雨量11mm。猿別川、途別川の水位観測所で警戒水位を突破し、特に猿別川止若水位観測所では、警戒水位から1m以上の水位上昇。 土木被害69ヶ所、被害額14,909千円。農作物被害55ヶ所、37.07ha。林業被害1件、被害額100,000千円。</p>
平成14年7月11日	<p>【台風6号】 (幕別地域) 11日午後5時災害対策本部設置。雨量は、中里観測所で、総雨量が168mm、時間最大雨量が22mmを記録。土木被害58件24,785千円。</p>
平成14年10月1日	<p>【台風21号】 (幕別地域) 2日午前5時に災害対策本部設置。雨量は、中里で総雨量144mm、時間最大23mmを記録。札内川、途別川、猿別川の水位観測所で、それぞれ警戒水位を突破。軍岡及び五位で浸水被害。住宅被害は、床上浸水5戸、床下浸水11戸。土木被害105ヶ所、被害額40,197千円。農作物被害92ha。農業用施設260戸、被害額134,700千円。林業被害753ha。</p>
平成15年8月9日	<p>【台風10号】 (幕別地域) 災害対策本部設置。総雨量は、中里が144mm、糠内156mm。 札内川、途別川、猿別川の水位観測所で、それぞれ指定水位を突破。札内川の河川敷運動施設及びパークゴルフ場(はらっぱ)及び猿別川のパークゴルフ場(サーモン)が冠水被害。農作物被害34ha、土木被害6件3,300千円。</p>
平成16年9月8日	<p>【台風18号】 (幕別地域) 農業施設1件、被害額585千円。公共文教施設1件、被害額40千円。農作物被害8.75ha。 (忠類地域) 農業被害は、農地5件135千円、営農施設9件4,000千円。その他1件300千円。被害総額4,435千円。</p>
平成17年7月27日	<p>【台風7号】 (幕別地域) 農作物被害420ha</p>
平成17年9月6日	<p>【台風14号】 (幕別地域) 道路施設23ヶ所、被害額3,500千円 (忠類地域) 農業被害は、農作物33.8ha、4,16千円</p>
平成19年9月8日	<p>【台風9号】 総雨量は中里で191mm(糠内189mm)、時間最大雨量は糠内で21mmを記録。途別川、猿別川の水位観測所で、それぞれはん濫注意水位を突破。 農林業被害33件、被害額10,386千円。土木被害100件、被害額18,570千円。その他3件、被害額1,429千円。</p>
平成21年7月27日	<p>大雨による被害 総雨量は糠内で57mm、時間最大雨量は29mmを記録。猿別川でははん濫注意水位を突破。</p>

	土木被害8件、被害額15,250千円。
平成23年9月5日	【台風12号】 総雨量は糠内で133mm、時間最大雨量は糠内で17mmを記録。猿別川の水位観測所で、はん濫注意水位を突破。 白人樋門と新川樋門閉鎖により周辺地域が冠水。札内川増水により札内川ゴルフ場、パークゴルフ場、野球場が冠水。 畑の冠水、暴風雨により農業被害90.75ha。
平成24年5月4日	大雨による被害 (幕別地域) 総雨量は五位で167mm。猿別川の水位観測所でははん濫注意水位を突破。農業被害23.8ha。農業施設被害5箇所、被害額は1,500千円。土木被害は44件、被害額は18,550千円。 (忠類地域) 総雨量は忠類上当で226mm。時間最大雨量は忠類上当で14mmを記録。 床下浸水1棟。 農業被害4.32ha。農業施設被害1箇所、被害額は400千円。土木被害は27件、被害額7,480千円。
平成25年9月16日	【台風18号】 総雨量は忠類上当で107mm(糠内88mm)、時間最大雨量は忠類上当で27mmを記録。猿別川、途別川の水位観測所で、はん濫注意水位を突破。 札内市街地で町道が一部冠水。道路被害42カ所、被害額2,500千円。
平成25年10月16日	【台風26号】 倒木路線35路線。路肩欠壊1路線。倒木により4地区、計921戸が停電。 農業被害11.96ha、営農施設被害6棟。

＜火 災＞

発生年月日	災 害 の 概 要
大正8年12月4日	(幕別地域) 鉄道宿舎及び新田ベニヤ工場社宅全焼30戸。
大正10年3月4日	(幕別地域) 止若市街の大通りで9戸が全焼。
大正13年8月14日	(幕別地域) 新田ベニヤ工場全焼(400坪)、被害額100,000円。
昭和5年6月22日	(幕別地域) 止若市街の中心繁華街1条通り北1丁目付近から出火。 26棟34戸焼失、被害額87,600円。
昭和17年4月12日	(幕別地域) 糠内市街で火災、4戸が全焼。
昭和26年2月18日	(忠類地域) 忠類小学校が全焼(1,172㎡)。損害額900万円。
昭和44年10月19日	(忠類地域) 栄町で木工場、職員住宅が全焼。
昭和44年12月21日	(忠類地域) 錦町でチップ工場563㎡が全焼、負傷者1名。損害額1,700万円。
昭和48年11月29日	(幕別地域) 新田ベニヤ工場社宅1棟4戸全焼、死者2名。
昭和46年4月20日	(忠類地域) 東宝で林野火災発生、50,000㎡を焼く。損害額55万円。
昭和46年9月20日	(忠類地域) 錦町でチップ工場560㎡が全焼。損害額2,147万円。
昭和57年1月3日	(忠類地域) 東宝のゴミ捨て場から発火、3月29日まで燃え続け、同日埋め込み消火。経費200

	万円。
昭和61年4月9日	(忠類地域) 西忠類で住宅152㎡全焼。焼死者2名、負傷者1名。損害額1,164万円。
平成16年1月7日	(幕別地域) 明野工業団地内で工場が全焼(3,547㎡)、損害額 97,978千円。
平成22年1月17日	(幕別地域) 軍岡で資材庫2棟が全焼(合計1,068㎡)。損害額13,939千円
平成23年1月5日	(札内地域) 北栄町で長屋1棟(2戸)のうち1戸全焼(59㎡)、死者2名。損害額7,806千円
平成25年1月29日	(札内地域) 泉町で一般住宅 102㎡を全焼 死者1名 損害額 7,664千円

<雪害>

発生年月日	災害の概要
昭和50年3月24日	(幕別地域) 降雪被害。農業用ビニールハウス倒壊88件、被害額 5,400千円。
昭和53年5月	(幕別地域) 融雪被害。土木被害5ヶ所、被害額 11,000千円。(札内高台線、豊岡線、軍岡若菜川)
昭和54年5月	(幕別地域) 融雪被害。土木被害3ヶ所、被害額 149,000千円(軍岡若菜川、下南勢川、第二豊岡川)

資料2-1 防災に関するサイレン信号等

1 水防信号

水防法第20条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

- 1 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 2 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 ○-休止-○-
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

2 消防信号

区分	信号種別	サイレン信号	備考
火災信号	近火信号(消防から 800m以内のとき)	○約3秒～約2秒～○	
	出勤信号	○約5秒～約6秒～○	
	応援信号(団特命応援出勤のとき)		
	報知信号(出勤区域外の火災を認知したとき)		
	鎮火信号		
山林火災信号	出勤信号 応援信号	○約10秒～約2秒～○	
火災報知信号	火災警報発令信号	○30秒～約6秒～○	
	火災警報解除信号	○10秒～約3秒～○	
演習招集信号	演習招集信号	○15秒～約6秒～○	
備考	1 信号時間は適宜とする。		

資料2-2 気象業務法に基づく注意報・警報等

(1) 警報発表基準（基準値はいずれも予測値）

警 報 名		基 準	
大 雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量50mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	114
洪 水		流域雨量指数基準	猿別川流域=22、当縁川流域=25、途別川流域=17
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川[帯広]、札内川[第二大川橋]
暴 風		平均風速	20m/s
暴風雪		平均風速	18m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm

(2) 注意報発表基準（基準値はいずれも予測値）

注 意 報 名		基 準	
大 雨		雨量基準	1時間雨量25mm
		土壌雨量指数基準	76
洪 水		流域雨量指数基準	猿別川流域=18、当縁川流域=13、途別川流域=14
		指定河川洪水予報 による基準	十勝川[帯広]、札内川[第二大川橋]
強 風		平均風速	12m/s
風 雪		平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
雷		落雷等による被害が予想される場合	
融 雪		60mm以上:24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
濃 霧		視程	200m
乾 燥		最小湿度30% 実効湿度60%	
なだれ		①24時間積雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さが50cm以上で、日平均気温が5℃以上。	
低 温		4月、5月、10月: 平年より5℃以上低い(最低気温) 11月~3月: 平年より8℃以上低い(最低気温) 6月~9月: 平年より4℃以上低い日が2日以上継続(平均気温)	
霜		最低気温 3℃以下	
着 雪		気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

(3) 記録的短時間大雨情報発表基準（基準値はいずれも予測値）

	基 準	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm

※注意報・警報等については、幕別町を対象としている。

(4) 特別警報発表基準

特 別 警 報 名		基 準	
大 雨	(浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	(土砂災害)		
暴 風	数十年に一度の強度	暴風が吹くと予想される場合	
高 潮	の台風や同程度の温	高潮になると予想される場合	
波 浪	帯低気圧により	高波になると予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)		
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)		
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)		

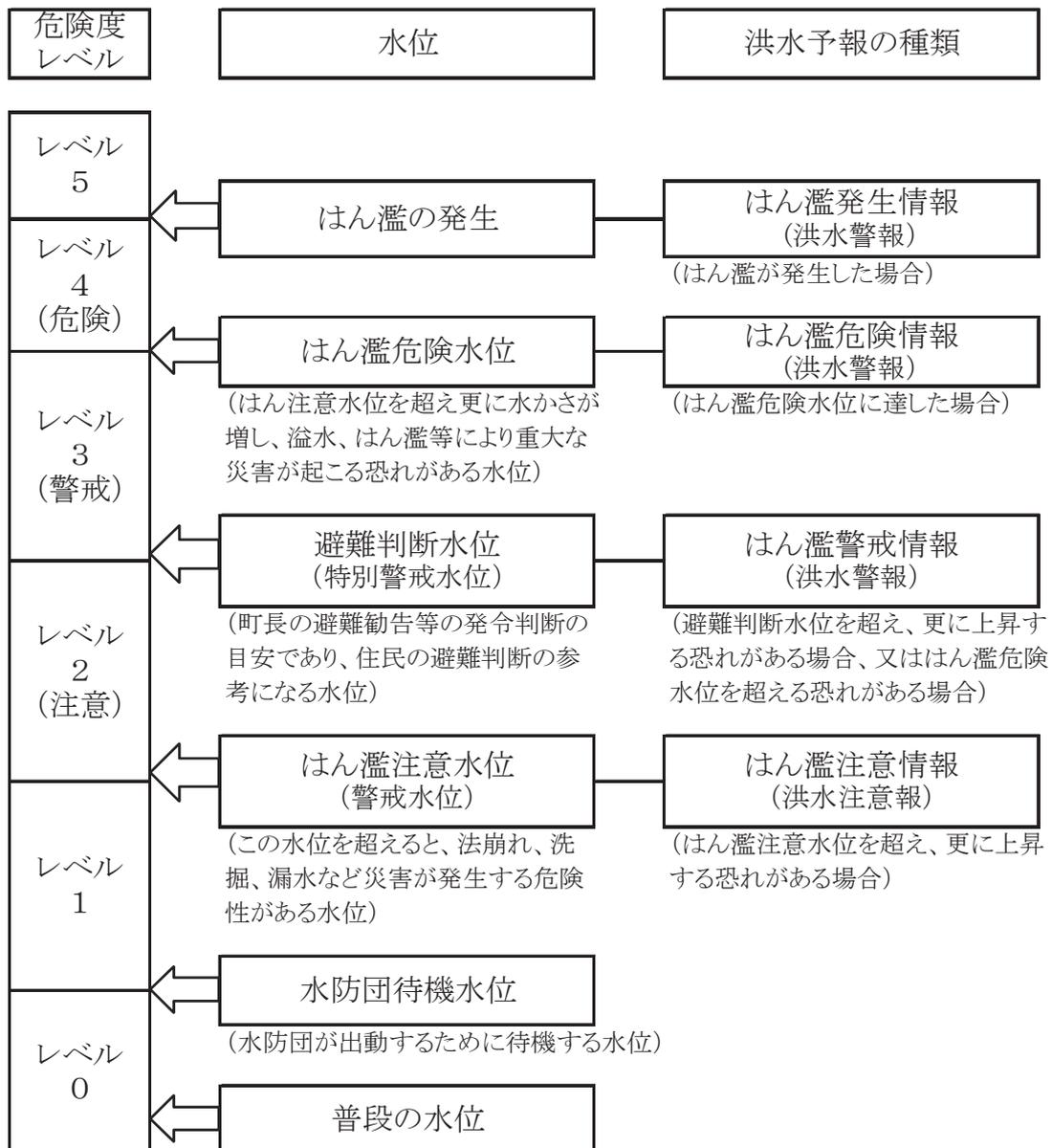
※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

資料2-3 水防法に基づく注意・警報等

1 洪水予報

洪水予報河川（対象：十勝川・札内川）

種類	標 題	基 準
洪水警報	はん濫発生情報	はん濫が発生したとき
洪水警報	はん濫危険情報	基準地点の水位がはん濫危険水位に到達したとき
洪水警報	はん濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき、あるいは水位予測に基づきはん濫危険水位に到達すると見込まれたとき
洪水注意報	はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき



◆ 洪水関係用語

用語	洪水	氾濫	溢水 越水	浸水 冠水
読み	こうずい	はんらん	いっすい えっすい	しんすい かんすい
意味	大雨や雪どけなどによって河川流量が普段より増大したり、氾濫すること。	河川などの水があふれ広がること。	川などの水があふれ出ること。 堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。	洪水による氾濫によって住宅や田畑が水につかること。 住宅などが水に浸かることを「浸水」、田畑や道路などが水に浸ることを「冠水」という。
用例	流域内に大雨が降り続いたため大洪水となり、大きな被害が出ました。	河川の氾濫により多くの家屋が浸水する被害が出ました。	用水路より溢水し、付近の家屋が浸水しました。堤防より水が越水し、大きな被害が出ました。	堤防から水があふれ出て家屋の浸水は〇戸、道路の冠水は〇mの被害が出ました。
関連用語・類似用語	出水、増水(同義語) 融雪洪水:雪どけによる洪水			
注意すべきポイント (防災上の注意すべき点)	河川などの水があふれることによって被害が生じることを表現する広い意味の言葉として使われている。			

2 水位情報

水位周知河川 (対象:途別川・猿別川)

種 類	基 準
避難判断水位到達情報	基準地点の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に到達したとき。

3 水防警報

水防警報河川 (対象:十勝川・札内川・途別川・猿別川)

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	不意の出水あるいは水位の再昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、水防団待機水位に達したとき。 (はん濫注意水位に達する恐れがない場合を除く。)

準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、既に水防団待機水位に達し、今後、はん濫注意水位を超えると予想されるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	いずれかの水防警報基準水位観測所で、はん濫注意水位に達し、今後、さらに水位の上昇が予想されるとき。(はん濫危険水位に達する予想等)
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	各水防警戒区において、溢水、漏水、法崩れ、洗掘等が発生のおそれがあるとき又は発生したとき。又は溢水、漏水、法崩れ、洗掘等が発生し、緊急に出動する必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出動状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、またははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

資料2-4 消防法に基づく通報・警報等

1 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報であり、帯広測候所が発表する。

種 類	発 表 基 準
火災気象通報	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下若しくは平均風速で12m/S以上が予想される場合。 なお、平均風速が12m/S以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある

2 火災気象警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報であり、幕別町長が発表する。

種 類	発 表 基 準
火災気象警報	町長は、総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災警報発令条件(実効湿度72%以下、最小湿度45%以下で最大風速7m/S以上のとき)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づく火災警報を発令する。

資料2-5 雨量・水位・地震観測所

1 雨量観測所

観測所名	位置	所管
中里河川情報センター	中里153	開発局
糠内地域気象観測所	五位	気象庁

2 水位観測所

観測所名	河川名	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画嵩水位	所管
千代田(千代田大橋)	十勝川	明野130-1先	13.10m	14.30m	—	—	17.76m	開発局
札内(札内橋)	札内川	帯広市東13条南8丁目先	34.50m	35.10m	—	—	37.15m	開発局
千住12号橋	途別川	千住452先	23.80m	24.60m	26.30m	26.90m	27.22m	開発局
途別川(六間橋)	途別川	途別130先	46.25m	46.87	47.30m	47.91m	48.48m	北海道
止若(止若橋)	猿別川	相川	15.60m	16.10m	19.30m	19.80m	20.54m	開発局
猿別川(巖橋)	猿別川	糠内250先	64.06m	65.05m	—	66.02m	—	北海道

3 地震観測所

地域名称	震度観測点名称	観測点所在地	所管
十勝総合振興局中部	幕別町本町	幕別町本町130番地(役場)	北海道
	幕別町忠類錦町	幕別町忠類錦町439番地1(忠類総合支所)	北海道
	幕別町忠類明和	幕別町忠類明和287	気象庁

資料2-6 直接即報基準

火災・災害等即報要領（昭和59年消防防災第267号消防庁長官）

即報の種類	消防庁に市町村長が直接報告すべき火災・災害等の基準	
火災等即報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で次に掲げるもの ①航空機火災 ②タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 ③トンネル内車両火災 ④列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物等に係る事故（上記石油コンビナート等特別防災区域内の事故を防ぐ。）	①死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの ②負傷者が5名以上、発生したもの ③危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工事等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの。 ④危険物を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で次に該当するもの。 ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの。 ・500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい事故 ⑤市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの。 ⑥市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	①原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの。 ②放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者からの基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
緊急・救助即報	死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ①列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ②バスの転落等による救急・救助事故 ③ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ④映画館、百貨店、駅構内など不特定多数の物が集まる場所における救急・救助事故 ⑤その他報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いもの	
武力攻撃即報	①武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ②武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるのに至った事態	
災害即報	①地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない） ②津波、風水害、及び火山災害のうち、死者または行方不明者が生じたもの	

※ 第一報については、覚知後30分以内に報告する。

資料2-7 気象庁による雨・風・地震・津波等の区分表

1 雨の強さと降り方

1時間 雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるダメージ・ 人への影響	屋内（木造住宅）屋外 の様子	災害発生状況
10～ 20	やや強い雨	ザーザと降る。 地面からの跳ね返りで 足元がぬれる。	屋内では雨の音で話し 声が良く聞き取れな い。 屋外では地面一面に水 溜りができる。	長く続くときは注意が必 要。
20～ 30	強い雨	どしゃぶり。 傘を差していてもぬれ る。	寝ている人の半数くら いが雨に気づく。	測溝や下水、小さな川が あふれ、小規模な崖崩れ が始まる。
30～ 50	激しい雨	バケツをひっくり返し たように降る。	道路が川のようにな る。	山崩れ、崖崩れが起こり やすくなり、危険地帯で は避難の準備が必要。 都市では下水管から雨水 があふれる。
50～ 80	非常に激し い雨	滝のように降る。（ゴー ゴーと振り続く） 傘は全く役に立たなく なる	水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。	都市部では地下室や地下 街に雨水が流れ込む場合 がある。マンホールから 水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80以 上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧 迫感がある。恐怖を感 じる。		雨による大規模な災害の 発生する恐れが強く、警 戒が必要。

※ 「雨の強さと降り方」の表は、この強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安で、強さが同じであっても、降り始めからの雨量の違いや地形・地質等によっては被害の様子が異なり、場合によってはこの表よりも大きな被害が出たり、逆に小さな被害にとどまることもある。

2 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 瞬間風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木 の様子	構造物
やや強い風	10～ 15	～20	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	樋(とい)が揺れ始める。
強い風	15～ 20	20～30	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。
非常に強い風	20～ 25	30～40	何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 屋外での行動は極めて危険。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。
	25～ 30				固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。
猛烈な風	30～ 35	40～50		多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。
	35～ 40	50～60			
	40 以上	60～			

※ 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

3 気象庁震度階級関連解説表

●使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物 (住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物 (住宅) の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は

耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

4 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

●津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震*については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

津波警報・注意報と避難のポイント

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
- ・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう。
- ・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

●津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを津波情報で発表します。

津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報(*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報(*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(*1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

●沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

●沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表します。

●津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

資料3-1 幕別町防災行政無線施設条例

○幕別町防災行政無線施設条例

(平成17年9月26日 条例第75号)

(設置)

第1条 災害その他緊急時における通報及び広報活動を迅速かつ正確に行い、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、幕別町防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

(設置場所)

第2条 防災行政無線の設置場所は、次のとおりとする。

区分		設置場所
送信施設	親局	幕別町役場忠類総合支所
	遠隔制御局	東十勝消防事務組合幕別消防署忠類支署
受信施設	屋外拡声子局	町内において町長が必要と認める場所
	戸別受信機	町内において町長が必要と認める世帯及び機関・団体等

(業務)

第3条 防災行政無線の業務は、次に掲げる内容の放送を行うものとする。

- (1) 非常災害その他緊急事項の通知及び連絡に関すること。
- (2) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項に関すること。

(業務区域)

第4条 防災行政無線の業務を行う区域（以下「業務区域」という。）は、次のとおりとする。

業務区域	忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成
------	--

(戸別受信機の貸与等)

第5条 町長は、業務区域に属する世帯及び必要と認める公共的団体等に戸別受信機を無償で貸与する。

2 戸別受信機の貸与は、1世帯につき1台を限度とする。

(転貸等の禁止)

第6条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、戸別受信機を転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供してはならない。

(使用の取消し等)

第7条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
 - (2) 戸別受信機を故意に損傷したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。
- (損害賠償)

第8条 借受者は、その責に帰すべき事由により戸別受信機を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第9条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月6日から施行する。
(忠類村の編入に伴う経過措置)
- 2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線の設置に関する条例（昭和61年忠類村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

資料3-2 幕別町防災行政無線施設条例施行規則

○幕別町防災行政無線施設条例施行規則

(平成18年1月16日 規則第70号)

(趣旨)

第1条 この規則は、幕別町防災行政無線施設条例（平成17年条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送中断の通報)

第2条 町は防災行政無線の故障、その他の事情により条例第3条の放送ができない場合は、速やかにその理由、期間その他必要と認められる事項を住民に通報するものとする。

(放送の種別)

第3条 防災行政無線の放送の種別は、一般放送及び緊急放送とする。

(放送日)

第4条 防災行政無線の放送は、原則として毎日行うものとする。ただし、放送すべき情報がない時はこの限りでない。

(放送の時間)

第5条 防災行政無線の放送は、次の時間に行う。

(1) 一般放送は、必要に応じ、午前8時、午後0時30分及び午後8時30分の定時に行うものとする。

(2) 緊急放送は、緊急な情報を周知する場合に随時行うものとする。

(戸別受信機設置の同意)

第6条 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、町長に覚書（様式第1号）を提出しなければならない。

(戸別受信機の維持管理)

第7条 戸別受信機の貸与を受けた者（以下「借受者」という。）は、戸別受信機の維持管理に関する費用を負担しなければならない。

2 借受者は、戸別受信機に故障が生じた場合、損傷し又は滅失した場合は、速やかに町長に届け出なければならない。

(戸別受信機の返還)

第8条 借受者は、条例第4条に規定する業務区域内に住所を有しなくなったときは、速やかに戸別受信機返還届（様式第2号）を付して戸別受信機を町長に返還しなければならない。

(戸別受信機の管理)

第9条 町長は、戸別受信機管理台帳（様式第3号）を作成し、保管するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月6日から施行する。

(忠類村の編入に伴う経過措置)

2 忠類村の編入の日前に、忠類村農村情報、防災行政無線施設貸付規則（昭和61年忠類村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式◇

- 様式第1号 (第6条関係) 覚書
- 様式第2号 (第8条関係) 戸別受信機返還届
- 様式第3号 (第9条関係) 戸別受信機管理台帳

資料3-3 幕別町防災行政無線(同報系)の概要

名 称	防災行政無線
免許年月日	H24.12.1~H29.11.30 (当初 S61.2.26) ※定期的な更新を要する
目 的	防災行政用
使用周波数	デジタル 65.36MHz
無線局数	送信施設～ 親局 1基 (忠類総合支所) 遠隔制御局 1基 (消防忠類支署) 受信施設～ 屋外拡声子局 2基 (忠類農協、忠類小学校) 個別受信機 忠類全域に配布 (※転入、転出等により設置戸数変動)
業務区域	忠類地域全体 (忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里、忠類晩成)

資料4-1 被災者に対する経済・生活面の支援制度(市町村窓口分)

1 災害弔慰金

支給の種類	給付
支援の内容	<p>1 災害により死亡された遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給する。</p> <p>2 災害弔慰金の支給額は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 <p>※ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、災害傷害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。</p>
活用できる方	<p>1 災害により死亡した者（幕別町に住民登録のある者、外国人登録がある者）の遺族。</p> <p>2 支給の範囲・順位は、死亡した者の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母とする。</p>
問い合わせ先	<p>民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811)</p> <p>忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)</p>

2 災害障害見舞金

支給の種類	給付
支援の内容	<p>1 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき支給する。</p> <p>2 災害障害見舞金の支給額は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円
活用できる方	<p>1 災害により以下のような重度の障害を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 両目が失明した場合 イ 租借（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 オ 両上肢をひじ関節以上で失った人 カ 両上肢の用を全廃した人 キ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ク 両下肢の用を全廃した人 ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人
問い合わせ先	<p>民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811)</p> <p>忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)</p>

3 災害援護資金

支給の種類	融資												
支援の内容	<p>1 災害による負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び、幕別町災害弔慰金等の支給に関する条例に基づき支給する。</p> <p>2 貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該負傷のみ : 150万円 イ 家財の3分の1以上の損害 : 250万円 ウ 住居の半壊 : 270万円 (350万円) エ 住居の全壊 : 350万円 ・世帯主に1ヶ月以上の負傷がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 家財の3分の1以上の損害 : 150万円 イ 住居の半壊 : 170万円 (250万円) ウ 住居の全壊 (エの場合を除く) : 250万円 (350万円) エ 住居全体の滅失又は流失 : 350万円 <p>3 貸付利率：年3% (据置期間中は無利子)</p> <p>4 据置期間：3年以内 (特別の場合5年)</p> <p>5 償還機関：10年以内 (据置期間を含む)</p>												
活用できる方	<p>1 以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1ヶ月以上 イ 家財の1/3以上の損害 ウ 住居の半壊又は全壊・流失 <p>2 所得制限</p> <table border="1" data-bbox="477 1397 1378 1742"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額												
1人	220万円												
2人	430万円												
3人	620万円												
4人	730万円												
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とする。												
問い合わせ先	<p>民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811)</p> <p>忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)</p>												

4 災害見舞金

支給の種類	交付金
支援の内容	<p>1 町民が災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し、幕別町災害見舞金交付要綱に基づき、災害見舞金を交付する。</p> <p>2 この災害見舞金は、次の区分により交付する。</p> <p>ア 全焼・全壊・流失、埋没 : 100,000円</p> <p>イ 半焼・半壊・半流失・半埋没 : 50,000円</p> <p>ウ 床上浸水 : 30,000円</p> <p>※ 被災住宅の基準は、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等は含まないものとする。また、貸家は居住している者の住宅とみなす。</p>
活用できる方	専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅で災害により被害を受けた世帯（同一住宅であっても生活実態を異にする場合は、それぞれの世帯とする。また、寮や寄宿舎等は全体をもって一世帯とする）。
問い合わせ先	<p>民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811)</p> <p>忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)</p>

5 福祉資金 災害経費(生活福祉資金制度)

支給の種類	融資								
支援の内容	<p>1 災害を受けたことにより臨時に必要な経費を貸付。</p> <p>2 住宅の補修、家財の購入に活用できる。</p> <p>3 貸付限度額などは次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間中は無利子)</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年以内</td> </tr> </table>	貸付限度額	150万円	貸付利率	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間中は無利子)	据置期間	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6ヶ月以内	償還期間	7年以内
貸付限度額	150万円								
貸付利率	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5% (据置期間中は無利子)								
据置期間	貸付けの日 (分割による交付の場合には最終貸付日) から6ヶ月以内								
償還期間	7年以内								
活用できる方	<p>1 低所得世帯、生活保護世帯、高齢者世帯が対象です。</p> <p>2 災害弔慰金の支給等に関する災害援護資金の対象となる世帯は適用除外になります。</p>								
問い合わせ先	<p>民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811)</p> <p>忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)</p>								

6 福祉資金 緊急小口資金(生活福祉資金制度)

支給の種類	融資								
支援の内容	<p>1 生活福祉資金は、金融機関等から借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることを目的に必要な経費を貸付。</p> <p>2 生活福祉資金には、災害援護資金や住宅資金のほか、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯に対する緊急小口資金の貸付があり、貸付限度額等は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>2ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>8ヶ月以内</td> </tr> </table> <p>3 このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。</p>	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	据置期間	2ヶ月以内	償還期間	8ヶ月以内
貸付限度額	10万円								
貸付利率	無利子								
据置期間	2ヶ月以内								
償還期間	8ヶ月以内								
活用できる方	<p>1 低所得世帯、障害者世帯</p> <p>2 日常生活上療養又は介護を要する高齢者の属する世帯</p>								
問い合わせ先	<p>幕別町社会福祉協議会（保健福祉センター内 55-3800）</p> <p>幕別町社会福祉協議会（ふれあいセンター福寿内 8-2070）</p>								

7 母子寡婦福祉資金

支給の種類	融資
支援の内容	<p>1 母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸付。</p> <p>2 災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の措置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を行う。</p> <p>3 事業開始資金、事業継続資金については、2年以内の範囲で据置措置を延長できます。</p>
活用できる方	<p>1 母子福祉資金（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの）</p> <p>イ 母子福祉団体（法人）</p> <p>ウ 父母のいない児童（20歳以上）</p> <p>2 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 寡婦（かつて母子家庭の母であったもの）</p> <p>イ 40歳以上の配偶者のいない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者</p>
問い合わせ先	<p>民生部福祉課（保健福祉センター 54-3811）</p> <p>忠類総合支所保健福祉課（ふれあいセンター福寿 8-2910）</p>

8 教科書の無償給与

支給の種類	現物支給
支援の内容	1 災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給。
活用できる方	1 住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒。
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

9 小・中学生の就学援助措置

支給の種類	給付
支援の内容	1 災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助。
活用できる方	1 要保護世帯、準要保護世帯
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

10 高等学校授業料減免措置

支給の種類	減免・猶予
支援の内容	1 災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。
活用できる方	1 地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める者
問い合わせ先	幕別町教育委員会学校教育課 (54-2006) 幕別町教育委員会生涯学習課 (8-2201)

11 児童扶養手当等の特別措置

支給の種類	給付
支援の内容	1 被災者に対する児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児童福祉手当について、所得制限の特別措置をおこなう。
活用できる方	1 低所得世帯、障害者・児童のいる世帯
問い合わせ先	民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811) 忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)

12 地方税の特別措置

支給の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	1 地方税の減免 2 徴収の猶予 3 期限の延長
活用できる方	1 災害によりその財産等に被害を受けた者で、一定の要件を満たす者。詳細については、町の税務課に相談・問い合わせすること。
問い合わせ先	総務部税務課 (54-6603又は54-6604)

13 葬祭費の援助

支給の種類	現物支給
支援の内容	1 遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって埋葬をおこなう。
活用できる方	1 遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の者。また、死亡した者の遺族がいない場合。
問い合わせ先	民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811) 忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)

14 国民健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

支給の種類	減免、猶予	
支援の内容	1 国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じる。	
	国民健康保険料の納期期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、納期限の延長や医療費の一部負担の減免等の措置が講じる。
	健康保険料等の納期限の延長	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される。
	介護保険料の納期限の延長及び減免	介護保険料の納期の延長や利用者負担額の減免措置が講じられる。
活用できる方	担当窓口で確認必要。	
問い合わせ先	民生部町民課 (54-6602) 民生部保健課 (54-3811) 他	

15 公共料金・使用料等の特別措置

支給の種類	減免
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除が実施することがある。 2 電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減、免除が実施されることがある。
活用できる方	対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定める。
問い合わせ先	市町村、関係事業者

16 生活保護

支給の種類	給付
支援の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行う。 2 生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が保護実施の前提。 3 生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されていて、医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付を原則とする。 4 扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。 ※扶助の基準は、世帯の構成などにより様々なため、個々に問い合わせが必要。
活用できる方	資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
問い合わせ先	民生部福祉課 (保健福祉センター 54-3811) 忠類総合支所保健福祉課 (ふれあいセンター福寿 8-2910)

資料4-2 応急金融の概要

(平成25年度)

1 生活福祉資金

資金の種類	内容	貸付限度	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	20年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)	
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内			6ヵ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6ヵ月以内 (分割による公布の場合は、最終貸付日から6ヵ月以内)	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	8ヵ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	15年以内 (貸付額に期間の上限有り)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内 (高等専門学校) 月額60,000円以内 (短期大学) 月額60,000円以内 (大学) 月額65,000円以内			
不動産型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内 (土地評価額が100万円以上)	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	年3%又はプライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 福祉事務所が設定 (生活扶助額の1.5倍以内)	契約終了後3ヵ月以内	据置期間終了時	

※ 総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定に関わらず、据置期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

(福祉資金福祉費別表)

使 途 目 的	呼 称	貸付限度額目安	償還期間	利 子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000 円	20 年以内	無 利 子 (連帯保 証人が 設定で きない 場合： 1.5%)
技能習得に必要な経費及びその期間中の 生計を維持するために必要な経費	技能習得関係 経費	技能習得期間 6ヵ月以内 1,300,000 円 1年以内 2,200,000 円 2年以内 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円	8 年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り 受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000 円	7 年以内	無 利 子 (連帯保 証人が設 定できな い場合： 1.5%)
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000 円	8 年以内	
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車 経費	2,500,000 円	7 年以内	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の 追納に必要な経費	中国年金追納 経費	5,136,000 円	10 年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びそ の療養期間中の生計を維持するために必要 な経費	療養関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受ける のに必要な経費及びその期間中の生計を 維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000 円 特に必要と認められる場合 2,300,000 円	5 年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経 費	災害経費	1,500,000 円	7 年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000 円	3 年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要 な経費	移転設備経費	500,000 円	3 年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000 円	3 年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000 円	3 年以内	

2 母子・寡婦福祉資金

種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁軽飲食、文具販売、菓子小売業等母子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		1 年	7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円		6 ヶ月	7 年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等過程) 短大、専修大学(専門過程) 大学	公立(自宅) 18,000 円 公立(自宅外) 23,000 円 私立(自宅) 30,000 円 私立(自宅外) 35,000 円 公立(自宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 52,000 円 私立(自宅外) 59,000 円 公立(自宅) 44,000 円 公立(自宅外) 50,000 円 私立(自宅) 53,000 円 私立(自宅外) 63,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 ヶ月	20 年以内(専修学校(一般課程は5年以内))	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例:洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 50,000 円 (特1回 450,000 円)	知識、技能を習得する期間中3年を超えない範囲内	知識、技能習得後6 ヶ月	10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 50,000 円 (特1回 450,000 円) (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中3年を超えない範囲内	知識、技能習得後6 ヶ月	6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 又は父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000 円 (特別 320,000 円)		1 ヶ月	10 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	310,000 円 (特1回 450,000 円) 介護 500,000 円		6 ヶ月	5 年以内	無利子

種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
生活資金	母子家庭の母 寡婦	技能習得資金借受期間中の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 円 (技能) 140,000 円	技能習得資金貸付期間中 3年以内	知識、技能習得(医療)後 6ヵ月	10年以内	無利子
		医療介護資金借受期間中の生活費補給資金		医療介護資金貸付期間中 1年以内		7年以内	
		配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金		生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内		生活安定8年以内 失業5年以内	
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	2,000,000 円 補修、保全等 1,500,000 円		6ヵ月	7年以内(保全等は6年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000 円		6ヵ月	3年以内	年3%
結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000 円		6ヵ月	5年以内	年3%
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 高校等 公立(自宅)175,000 円 公立(自宅外)185,000 円 私立(自宅)410,000 円 私立(自宅外)420,000 円 大学・短大等 公立(自宅)370,000 円 公立(自宅外)380,000 円 私立(自宅)580,000 円 私立(自宅外)590,000 円		6ヵ月	20年以内(専修学校(一般課程)は5年以内)	無利子
特別児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の支給制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成14年7月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18歳未満の児童を不要する期間中5年を超えない範囲	6ヵ月	10年以内	無利子

3 災害援護資金貸付金

- (1) 実施主体 町（幕別町災害弔慰金の支給に関する条例）
 (2) 対象災害 自然災害であって、道内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。
 (3) 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
① 世帯主の1ヵ月以上の負傷・・・1,500,000円	年3% (据置期間は 無利子)	3年 (特別の事情 がある場合 は5年)	10年 (据置期間を 含む)	半年賦 年賦
② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害・・・1,500,000円 イ 住宅の半壊・・・1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く)・・・2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失・・・3,500,000円				
③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合・・・2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合・・・2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合・・・3,500,000円				
④ 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合・・・2,500,000円 イ ②のウの場合・・・3,500,000円 ウ ③のイの場合・・・3,500,000円				

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉貸付金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還について6月なし1年間の据置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害慶弔金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

4 災害復興住宅資金

(1) 融資対象者

次のアからエの全てにあてはまる者

- ア 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方
- イ 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方
- ウ 年収に占める借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）次の基準を満たしている方

年 収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

- エ 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

(2) 融資条件

区 分	建 設	新築購入	リユース(中古)購入	補 修	
融 資 対 象	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合 は40㎡以上) 175㎡以下	50㎡以上(共同建ての場合 は40㎡以上) 175㎡以下	
	敷地面積		100㎡以上 (一戸建ての場合)	1建築物当たり100㎡ (一戸建ての場合)	
	築年数		申込受付日から2年前の 日以降に竣工した住宅又は 竣工予定の住宅		
融 資 限 度 額	耐火準耐火 木造(高耐久、補修を除く)	建設資金 1,460万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,430万円 うち土地取得資金970万円	購入資金 2,130万円 うち土地取得資金970万円 (リユースプラス) (購入資金2,430万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金640万円 移転資金380万円 整地資金380万円 ※木造は下段
	木造 (一般)	建設資金 1,400万円 土地取得資金 970万円 整地資金 380万円	購入資金 2,370万円 うち土地取得資金970万円	購入資金 1,920万円 うち土地取得資金970万円	補修資金590万円 移転資金380万円 整地資金380万円
返 済 期 間	耐火準耐火 木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内
	木造(一般)	25年以内	25年以内		
	据置期間	3年以内			1年以内(返済 期間に含む)
貸付金利	年1.55% (平成25年1月24日現在 最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)				
受付期間	り災日(市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」)から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者用専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人住宅金融支援機構法 (平成17年7月6日法律第82号)	

5 農林漁業セーフティネット資金

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
資金用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常をもってしても避けられない物的損害も含む。)
貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000万円) 以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主権があること、②主権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
貸付限度額	600万円 (ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。)
償還期間	10年以内(うち据置3年以内)
貸付利率	年0.40～0.85% (H25.1.24現在)

取扱機関	関係法令等	備考
市町村 (株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
(株)日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号)	

6 天災融資法による融資

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	○被害農業者 ○被害林業者 ○被害漁業者 ○被害組合 (以下「農業漁業者」という)
融 資 額	農業漁業者 2,000,000円(北海道3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 法令で定める法人 25,000,000円) 漁具購入 50,000,000円
償 還 期 間	農林漁業者 6年以内(激甚災害法適用7年以内)
貸 付 利 率	○農林漁業者 損失額の割合10%以上で一定の要件に該当する者 年6.5%以内 ○損失額の割合30%以上の者 年5.5%以内 ○特別被害地域内の特別被害農業者 年3.0%以内

※ 実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。

7 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
貸付限度額	1施設当たり300万円(特認600万円)又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
貸 付 期 間	15年(うち据置3年)以内 ただし、果樹の改植は25年(うち据置10年)以内
貸 付 利 率	年0.50～1.00% (H26.1.23現在)

8 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)

内容 ・ 資格 ・ 条件等	
貸付の対象	被災した漁船の復旧、被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
貸付限度額	漁船1,000万円 その他施設300万円 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
貸 付 期 間	15年(うち据置3年)以内
貸 付 利 率	年0.50～1.00% (H26.1.23現在)

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 (昭和30年8月5日法律第136号)	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者(被害農林漁業者等) ・被害農業者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、又は果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの ・被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 (株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号)	主務大臣指定災害復旧資金

9 林業基盤整備資金（造林資金）

内容・資格・条件等	
貸付の対象	造林地の災害復旧を行う林業を営む者(地方公共団体を含む)及び森林組合、同連合会、農業協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、ただし計画森林にあっては、90%相当額
償還期間	35年以内(20年以内の据置期間含む)
貸付利率	年0.50～1.00%(H26.1.23現在)

10 林業基盤整備資金（樹苗養成施設資金）

内容・資格・条件等	
貸付の対象	苗畑用地及びびかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
貸付利率	年0.50～1.00%(H26.1.23現在)

11 林業基盤整備資金（林道資金）

内容・資格・条件等	
貸付の対象	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
貸付利率	年0.50～1.00%(H26.1.23現在)

12 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 林産業施設資金(災害復旧)

内容・資格・条件等	
貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
貸付利率	年0.50～1.00%(H26.1.23現在)

13 農林漁業施設資金(共同利用施設資金)(災害復旧)

内容・資格・条件等	
貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合
貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
貸付利率	年0.50～1.00%(H26.1.23現在)

9～13の融資取り扱い金融機関

取扱機関	関係法令等	備考
(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法(平成19年5月25日法律第57号)	

14 備荒資金直接融資資金

内容・資格・条件等	
貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし2千万円未満は2千万円まで、災害救助法適用市町村は4千万円まで
償還期間	6ヵ月
融資利率	年3%

取扱機関	関係法令等	備考
(株)日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法 (平成19年5月25日法律第57号)	
北洋銀行、北海道銀行、三菱東京UFJ銀行、全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。ただし特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

15 中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付(災害貸付)」

内容・資格・条件等	
目的	災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。
融資対象	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ②地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
資金使途	設備資金 運転資金
融資金額	8,000万円 5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内) 7年以内(据置2年以内)
融資利率	(固定金利) (変動金利) 5年以内 年1.3% 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可) 10年以内 年1.5% ※年2回金利変動
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

16 勤労者福祉資金

区分	中小企業に働く者	季節労働者	離職者
融資対象者	・中小企業に勤務する方(育児・介護休業中の方も含む) ・前年の総所得が600万円以下の方 ・前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)	・2年間で通算12ヵ月以上勤務している季節労働者の方 ・前年の総所得が600万円以下の方 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録をしている方
融資金額	中小企業に働く者・季節労働者 120万円以内 離職者 100万円以内		
融資期間	8年以内(育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		5年以内(6ヵ月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%	年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

17 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

内容 ・ 資格 ・ 条件等																												
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であつて、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする																											
法適用の要件	<p>(1)対象となる自然災害</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害</p> <p>(2)支給対象世帯</p> <p>①住宅が全壊した世帯</p> <p>②住宅が半壊し、倒壊防止等をやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)</p>																											
支給条件	<p>(1)支給金額</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数(2人以上)世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数(1人)世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費(50万円が限度)</p> <p>⑥住宅の解体(除去)・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>(注)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象(100万円が限度)</p> <p>(注)長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、さらに①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>(注)他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2)支給に係るその他の要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(年収) ≤ 500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯</td> <td rowspan="2">150万円</td> <td rowspan="2">112.5万円</td> </tr> <tr> <td>700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円	単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	(年収) ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円	500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円	700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯
	合 計																											
		①～④	⑤～⑧																									
複数(2人以上)世帯	300万円	100万円	200万円																									
単数(1人)世帯	225万円	75万円	150万円																									
年収等の要件	支給限度額																											
	複数世帯	単数世帯																										
(年収) ≤ 500万円の世帯	300万円	225万円																										
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																										
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																											

資料4-3 幕別町災害見舞金交付要綱

○幕別町災害見舞金交付要綱

(昭和63年11月1日 要綱基準等第8号)

改正

平成14年10月1日 要綱基準等第21号

平成18年1月16日 要綱基準等第57号

(目的)

第1条 この要綱は、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等により被災したとき、その被害者に生活の意欲と安定を図るため、災害見舞金（以下「見舞金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「見舞金」とは、町民が火災、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震又はその他の災害により、専ら居住の用に供する建物で、現に居住し生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し交付する。

(交付対象)

第3条 この見舞金は、前条に掲げる災害により被害を受けた世帯に対し交付する。

(交付額)

第4条 この見舞金は、次の区分により交付する。

被害の程度	見舞金の額
全焼、全壊、流失、埋没	100,000円
半焼、半壊、半流失、半埋没	50,000円
床上浸水	30,000円

2 被害住宅の基準、並びに対象世帯の基準は次の定めるところによる。

(1) 被害住宅の基準

ア 被害住宅は居住の用に供する建物であり、現に居住し、生計を営んでいたものであって、いわゆる住家をいい、被害部分が物置、作業所、畜舎等については含まないものとする。

イ 貸家は居住している者の住宅とみなす。

(2) 対象世帯の基準

世帯とは、同一住宅において現に生計を一つにしている実際の生計単位であり、従って同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とし、寮、寄宿舎等は全体をもって一世帯とする。

(被害状況調査及び報告)

第5条 災害が発生し、その事実が確認された場合は、被害状況等を調査のうえ、町長に別記被害状況報告書を提出するものとする。

(災害の認定及び交付の決定)

第6条 被害状況報告書に基づき、被害の程度に応じ、すみやかに認定し見舞金の額を決定するものとする。

2 被害の程度の認定にあたり必要に応じ、消防署長のほか、関係機関の意見を聞き認定するものとする。

3 見舞金は資金前渡の方法によるものとし、すみやかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和63年11月1日から適用する。

附 則（平成14年10月1日要綱基準等第21号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月16日要綱基準等第57号）

この要綱は、平成18年2月6日から施行する。

様式◇

別記 被害状況報告書

別記

被 害 状 況 報 告 書

このたびの災害について調査の結果、次のとおり報告いたします。

記

災害発生 年月日	被災世帯主氏名	世帯の 種類	住 所	被害の 種 別	被害の 程 度

年 月 日

職 名

氏 名



幕別町長

様

資料4-4 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年9月28日 条例第26号)

改正

昭和50年6月25日 条例第20号
 昭和51年12月20日 条例第55号
 昭和53年6月21日 条例第26号
 昭和56年9月28日 条例第35号
 昭和58年3月18日 条例第8号
 昭和62年3月14日 条例第7号
 平成3年12月19日 条例第23号
 平成17年9月26日 条例第89号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害児見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民が、令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及

び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150万円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
ウ 住居が半壊した場合	270万円
エ 住居が全壊した場合	350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
イ 住居が半壊した場合	170万円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く）	250万円
エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(3) 第1号のウ又は、前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しての、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、270万円とあるのは350万円と、170万円とあるのは250万円と、250万円とあるのは350万円と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項（ ）書の場合は、5年）とする。

（利率）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

2 忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年忠類村条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和50年6月25日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月20日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年6月21日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年9月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和58年3月18日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月14日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月19日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成17年9月26日条例第89号）

この条例は、平成18年2月6日から施行する。

資料4-5 幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和49年9月28日 規則第14号)

改正

昭和62年3月2日 規則第1号

平成18年1月16日 規則第69号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 町長は、条例第9条の規定により、災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は、疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、幕別町の区域外で、障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった他の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（別紙第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込書」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（別紙第2号様式）を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込書は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙第3号様式）を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、保証人の連署した借用書（別紙第5号様式）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙第6号様式）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第7号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（別紙第8号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（別紙第9号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書（別紙第10号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書（別紙第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（別紙第12号様式）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙第13号様式）を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認書（別紙第14号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（別紙第15号様式）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を町長に氏名等変更届（別紙第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和49年9月28日から施行する。

（忠類村の編入に伴う経過措置）

2 忠類村の編入の日前に、忠類村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年忠類村規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和62年3月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成18年1月16日規則第69号）

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

別記様式◇

- 第1号様式（規則第5条第2項関係） 診断書
- 第2号様式（規則第6条関係） 災害援護資金借入申込書
- 第3号様式（規則第8条第1項関係） 災害援護資金貸付決定通知書
- 第4号様式（規則第8条第2項関係） 災害援護資金貸付不承認決定通知書
- 第5号様式（規則第9条関係） 災害援護資金借用書
- 第6号様式（規則第12条関係） 繰上償還申出書
- 第7号様式（規則第13条第1項関係） 償還金支払猶予申請書
- 第8号様式（規則第13条第2項関係） 支払猶予承認通知書
- 第9号様式（規則第13条第3項関係） 支払猶予不承認通知書
- 第10号様式（規則第14条第1項関係） 違約金支払免除申請書
- 第11号様式（規則第14条第2項関係） 違約金支払免除承認通知書
- 第12号様式（規則第14条第3項関係） 違約金支払免除不承認通知書
- 第13号様式（規則第15条第1項関係） 災害援護資金償還免除申請書
- 第14号様式（規則第15条第3項関係） 災害援護資金償還免除承認通知書
- 第15号様式（規則第15条第4項関係） 災害援護資金償還免除不承認通知書
- 第16号様式（規則第17条関係） 氏名等変更届

資料5-1 地震・津波時の指定緊急避難場所

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数	
				面積(㎡)	人数
1	農業者トレーニングセンター 農業者トレーニングセンター前	錦町98	本町1・2・3、幸町 錦町1・2、相川東	1,210	1,210
				2,016	2,016
2	幕別北コミュニティセンター 幕別北コミュニティセンター前	旭町18-7	旭町1・2・4	341	341
				4,255	4,255
3	幕別小学校 幕別小学校グラウンド	緑町26	宝町、緑町1、新町	2,573	2,573
				19,782	19,782
4	幕別中学校 幕別中学校グラウンド	緑町20	緑町2・3・4	2,324	2,324
				38,503	38,503
5	幕別高校 幕別高校グラウンド	南町81	寿町1・2・3、南町1・2	1,986	1,986
				20,628	20,628
6	明野近隣センター 明野近隣センター前	明野210-3	明野南・北	76	76
				639	639
7	軍岡集落センター 軍岡集落センター前	軍岡537-3	軍岡	84	84
				1,222	1,222
8	西猿別近隣センター 西猿別近隣センター前	猿別270	西猿別	87	87
				3,095	3,095
9	猿別近隣センター 猿別近隣センター前	猿別106-1	猿別	76	76
				306	306
10	南勢近隣センター 南勢近隣センター前	南勢226-1	南勢	116	116
				475	475
11	大豊近隣センター 大豊近隣センター前	大豊230-1	大豊	77	77
				343	343
12	新川近隣センター 新川近隣センター前	新川64-4	新川	92	92
				574	574
13	新和近隣センター 新和近隣センター前	新和162-128	新和	125	125
				1,282	1,282
14	相川近隣センター 相川近隣センター前	相川720-1	相川	109	109
				170	170
15	相川西近隣センター 相川西近隣センター前	相川403-1	相川西	90	90
				458	458
16	相川南近隣センター 相川南近隣センター前	相川784-3	相川南	105	105
				131	131
17	相川北近隣センター 相川北近隣センター前	相川313	相川北	115	115
				329	329
18	千住西ふれあい交流館 千住西ふれあい交流館前	千住161-13	千住1・2	76	76
				559	559
19	千住生活館 千住生活館前	千住113-4	千住東	133	133
				400	400
20	糠内小学校 糠内小学校グラウンド	糠内272	糠内市街、五位、糠内第1 西糠内・中糠内	1,072	1,072
				7,935	7,935
21	明倫小学校 明倫小学校グラウンド	明倫38-13	明倫	564	564
				6,328	6,328
22	美川近隣センター 美川近隣センター前	美川203	美川	90	90
				685	685
23	まなびや中里 まなびや中里前	中里155	中里	576	576
				4,416	4,416
24	集団研修施設こまはた 集団研修施設こまはたグラウンド	駒島549	駒島	552	552
				4,540	4,540
25	古舞小学校 古舞小学校グラウンド	古舞694	古舞	633	633
				6,328	6,328

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数	
				面積(m ²)	人数
26	途別小学校 途別小学校グラウンド	途別222-1	上稲士別、途別	802 9,315	802 9,315
27	日新近隣センター 日新近隣センター前	日新1-38	日新1・2	167 709	167 709
28	依田近隣センター 依田近隣センター前	依田203	依田、西和	87 149	87 149
29	稲士別近隣センター 稲士別近隣センター前	千住488-2	稲士別、中稲士別、新生 豊岡1・2	76 1,125	76 1,125
30	豊町東公園	札内豊町37	豊町	4,121	4,121
31	札内スポーツセンター 札内スポーツセンター前	札内暁町287	暁町東、札内区	1,913 3,255	1,913 3,255
32	暁町西公園	札内暁町252-56	暁町西	1,320	1,320
33	暁町北公園	札内暁町248-1他	暁町北	1,741	1,741
34	白人小学校 白人小学校グラウンド	札内青葉町185-1	青葉町2	2,666 10,980	2,666 10,980
35	幕別町働く婦人の家 幕別町働く婦人の家前	札内中央町395-1	中央町1	246 815	246 815
36	札内中央公園	札内中央町323-1他	中央町2	2,794	2,794
37	札内東コミュニティセンター 札内東コミュニティセンター前	札内青葉町311-2	中央町3、青葉町1	364 6,687	364 6,687
38	札内東中学校 札内東中学校グラウンド	札内青葉町185-4	春日町、東春日町	2,563 36,089	2,563 36,089
39	せせらぎ公園	札内泉町73-2	泉町	1,120	1,120
40	泉町おしどり公園	札内泉町79	泉町東	1,156	1,156
41	なかよし公園	札内あかしや町43-7	あかしや南1・2	6,312	6,312
42	札内南小学校 札内南小学校グラウンド	札内文京町29-1	みずほ町、文京町、昭和	2,796 18,539	2,796 18,539
43	若草南公園	札内若草町555-4他	若草町1・2・3、共栄町3	10,000	10,000
44	桂町むつみ公園	札内桂町560-1	桂町1	1,324	1,324
45	桂町公園	札内桂町571-41	桂町2・3	1,529	1,529
46	あかしや公園	札内あかしや町59-2	あかしや	2,081	2,081
47	札内中学校 札内中学校グラウンド	札内文京町29	あかしや中央	2,682 36,470	2,682 36,470
48	共栄せせらぎ公園	札内共栄町46	共栄町1	1,424	1,424
49	共栄町公園	札内共栄町21番地1	共栄町2	1,481	1,481
50	札内西公園	札内北栄町60	北栄町1・2	12,761	12,761
51	はるかぜ公園	札内新北町75-9	新北町東	4,066	4,066
52	新北町公園	札内新北町25-4	新北町西	3,300	3,300
53	札内北小学校 札内北小学校グラウンド	札内北町117-1	桜町北・中央	2,137 15,663	2,137 15,663

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数	
				面積(㎡)	人数
54	札内北公園	札内北町117-3他	北町1	16,974	16,974
55	はぐくみ公園	札内北町135	北町2	1,474	1,474
56	そよかぜ公園	札内北町24-7	北町3	2,915	2,915
57	桜町東公園	札内桜町114-1	桜町南	3,444	3,444
58	西町南公園	札内西町93-3	西町1	1,904	1,904
59	西町北公園	札内西町48	西町2	2,611	2,611
60	忠類中学校 忠類中学校グラウンド	忠類栄町297-1	忠類栄町、忠類西当	1,778	1,778
				9,917	9,917
61	忠類小学校 忠類小学校グラウンド	忠類白銀町426	忠類幸町、忠類本町 忠類白銀町、忠類上忠類	2,061	2,061
				14,473	14,473
62	忠類コミュニティセンター 忠類コミュニティセンター前	忠類錦町439-1	忠類錦町、忠類東宝 忠類元忠類、忠類幌内 忠類新生、忠類豊成	1,082	1,082
				7,600	7,600
63	上当寿の家 上当寿の家前	忠類協徳246-2	忠類上当	66	66
				471	471
64	※津波 晩成福祉館(大樹町)	大樹町字晩成209	忠類晩成	153	153

資料5-2 大雨(洪水・内水氾濫)時の指定緊急避難場所

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び 収容可能人数	
				面積(㎡)	人数
1	農業者トレーニングセンター 農業者トレーニングセンター前	錦町98	相川・相川東・西・南・北	1,210	1,210
				2,016	2,016
2	明野近隣センター 明野近隣センター前	明野210-3	明野南・北	76	76
				639	639
3	幕別小学校 幕別小学校グラウンド	緑町26	猿別	2,573	2,573
				19,782	19,782
4	新川近隣センター 新川近隣センター前	新川64-4	新川	92	92
				574	574
5	幕別消防署糠内分遣所 幕別消防署糠内分遣所前	五位349-9	糠内市街	183	91
				640	640
6	途別小学校 途別小学校グラウンド	途別222-1	途別	802	802
				9,315	9,315
7	依田近隣センター 依田近隣センター前	依田203	依田、西和	87	87
				149	149
8	幕別町働く婦人の家 幕別町働く婦人の家前	札内中央町395-1	中央町2・3、青葉町1	246	246
				815	815
9	札内駅前広場	札内中央町727-3	青葉町2、春日町 東春日町	1,502	1,502
10	札内南小学校 札内南小学校グラウンド	札内文京町29-1	泉町、泉町東、あかしや南1・2 みずほ町、昭和	2,796	2,796
				18,539	18,539
11	札内中学校 札内中学校グラウンド	札内文京町29	あかしや、あかしや中央 千住1・2、千住東、稲士別 新生	2,682	2,682
				36,470	36,470
12	豊町西公園	札内豊町15	豊町、暁町東・西・北	2,318	2,318
13	新北町公園	札内新北町25-4	新北町東、北町3、札内区	3,300	3,300
14	桜町東公園	札内桜町114-1	桜町南、北町2	3,444	3,444
15	共栄町公園	札内共栄町21-1	北町1	1,481	1,481
16	桜町北公園	札内桜町61-1	桜町北・中央	3,150	3,150
17	若草町近隣センター 若草町近隣センター前	札内若草町551-3		105	105
				295	295
18	桂町近隣センター 桂町近隣センター前	札内桂町571-88		123	123
				363	363
19	札内南コミュニティセンター 札内南コミュニティセンター前	札内文京町28-8		538	538
				4,041	4,041
20	桜町近隣センター 桜町近隣センター前	札内桜町59-1		123	123
				628	628
21	北栄町近隣センター 北栄町近隣センター前	札内北栄町23-2		119	119
				1,047	1,047
22	札内さかえ保育所 札内さかえ保育所グラウンド	札内北栄町23-1		519	519
				3,753	3,753

資料5-3 土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)時の指定緊急避難場所

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数	
				面積(m ²)	人数
1	幕別町民会館 幕別町民会館前	本町144	錦町1	594	594
				133	133
2	軍岡集落センター 軍岡集落センター前	軍岡537-3	軍岡	84	84
				1,222	1,222
3	豊岡近隣センター 豊岡近隣センター前	豊岡5-64	豊岡2	76	76
				65	65
4	西猿別近隣センター 西猿別近隣センター前	猿別270	西猿別	87	87
				3,095	3,095
5	猿別近隣センター 猿別近隣センター前	猿別106-1	猿別	76	76
				306	306
6	南勢近隣センター 南勢近隣センター前	南勢226-1	南勢	116	116
				475	475
7	新川近隣センター 新川近隣センター前	新川64-4	新川	92	92
				574	574
8	糠内小学校 糠内小学校グラウンド	糠内272	糠内市街、五位、糠内第1 西・中糠内、中里	1,072	1,072
				7,935	7,935
9	明倫小学校 明倫小学校グラウンド	明倫38-13	明倫、古舞	564	564
				6,328	6,328
10	美川近隣センター 美川近隣センター前	美川203	美川	90	90
				685	685
11	集団研修施設こまはた 集団研修施設こまはたグラウンド	駒島549	駒島	552	552
				4,540	4,540
12	日新近隣センター 日新近隣センター前	日新1-38	日新1・2	167	167
				709	709
13	途別保育所 途別保育所前	途別231-2	途別	142	142
				1,056	1,056
14	依田近隣センター 依田近隣センター前	依田203	依田	87	87
				149	149
15	稲志別近隣センター 稲志別近隣センター前	千住488-2	稲志別、中稲志別、新生	76	76
				1,125	1,125
16	札内南小学校 札内南小学校グラウンド	札内文京町29-1	文京町、昭和	2,796	2,796
				18,539	18,539
17	忠類コミュニティセンター 忠類コミュニティセンター前	忠類錦町439-1	忠類東宝、忠類元忠類 忠類幌内	1,082	1,082
				7,600	7,600

資料5-4 大規模な火事の指定緊急避難場所(広域避難場所)

番号	指定緊急避難場所	所在地	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数	
				面積(m ²)	人数
1	農業者トレーニングセンター前	錦町98	幕別地区全域	2,016	2,016
2	幕別北コミュニティセンター前	旭町18-7	〃	4,255	4,255
3	幕別小学校グラウンド [※]	緑町26	〃	19,782	19,782
4	幕別中学校グラウンド [※]	緑町20	〃	38,503	38,503
5	幕別高校グラウンド [※]	南町81	〃	20,628	20,628
6	札内南小学校グラウンド [※]	札内文京町29-1	札内地区全域	18,539	18,539
7	若草南公園	札内若草町555-4他	〃	10,000	10,000
8	札内中学校グラウンド [※]	札内文京町29	〃	36,470	36,470
9	札内西公園	札内北栄町60	〃	12,761	12,761
10	道の駅忠類前	忠類白銀町383-9	忠類地区全域	4,316	4,316
11	忠類中学校グラウンド [※]	忠類栄町297-1	〃	9,917	9,917
12	忠類小学校グラウンド [※]	忠類白銀町426	〃	14,473	14,473
13	忠類コミュニティセンター前	忠類錦町439-1	〃	7,600	7,600

資料5-5 指定避難所

番号	施設名	所在地	電話	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数		二次施設
					面積(m ²)	人数	
1	農業者 トレーニングセンター	錦町98	0155- 54-2106	本町1・2・3 幸町 錦町1・2 相川 相川東・南 相川西・北	1,210	605	本町近隣センター 武道館 相川近隣センター 相川西近隣センター 相川南近隣センター 相川北近隣センター
2	幕別北 コミュニティセンター	旭町18-7	0155- 54-4356	旭町1・2・4	341	170	幕別町民会館
3	幕別小学校	緑町26	0155- 54-2424	宝町 緑町1 新町 明野南・北	2,573	1,286	鉄南ふれあい交流館 明野近隣センター
4	幕別中学校	緑町20	0155- 54-2356	緑町2・3・4	2,324	1,162	緑町近隣センター 幕別南コミュニティセンター 幕別町保健福祉センター
5	幕別高校	南町81	0155- 54-2977	寿町1・2・3 南町1・2 軍岡	1,986	993	寿町近隣センター 軍岡集落センター
6	西猿別近隣センター	猿別270		西猿別	87	43	
7	猿別近隣センター	猿別106-1		猿別	76	38	
8	南勢近隣センター	南勢226-1		南勢	116	58	
9	大豊近隣センター	大豊230-1		大豊	77	38	
10	新川近隣センター	新川 162-128		新川	92	46	
11	新和近隣センター	新和 162-98	0155- 57-2508	新和	125	62	幕別町農業担い手センター
12	千住生活館	千住113-4		千住東	133	66	
13	糠内小学校	糠内272	0155- 57-2240	糠内市街 五位 糠内第1 西・中糠内	1,072	536	糠内中学校 糠内コミュニティセンター 糠内保育所
14	明倫小学校	明倫38-13	0155- 57-2306	明倫	564	282	明倫近隣センター
15	美川近隣センター	美川203		美川	90	45	
16	まなびや中里	中里155	0155- 57-2721	中里	576	288	中里近隣センター
17	集団研修施設 こまはた	駒島549	0155- 57-2261	駒島	552	276	駒島保育所

番号	施設名	所在地	電話	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数		二次施設
					面積(m ²)	人数	
18	古舞小学校	古舞694	0155-57-2672	古舞	633	316	古舞近隣センター
19	途別小学校	途別222-1	0155-56-5426	上稲志別 日新1・2 途別	802	401	日新近隣センター 途別保育所 途別ふれあい交流館
20	依田近隣センター	依田203		依田 西和	87	43	
21	稲志別 近隣センター	千住488-2		稲志別 中稲志別 新生 豊岡1・2	76	38	
22	札内スポーツセンター	札内暁町 287	0155-56-4083	豊町 札内区 暁町東・西・北	1,913	956	幕別町百年記念ホール 暁町近隣センター
23	白人小学校	札内青葉 町185-1	0155-56-2004	青葉町1・2 千住1・2	2,666	1,333	青葉町近隣センター 幕別子育て支援センターあおぼ 千住西ふれあい交流館
24	札内福祉センター 札内東コミュニティ センター	札内青葉 町311	0155-56-2111	中央町1・2	1,039	519	幕別町働く婦人の家
25	札内東中学校	札内青葉 町185-4	0155-56-5745	中央町3 春日町 東春日町	2,563	1,281	春日町近隣センター
26	札内南小学校	札内文京 町29-1	0155-56-2314	泉町・泉東 あかしや南1 あかしや南2 文京町 みずほ町 昭和	2,796	1,398	泉町近隣センター あかしや南近隣センター あかしや南1近隣センター 文京・みずほ近隣センター 札内南コミュニティセンター
27	札内中学校	札内文京 町29	0155-56-2015	若草町1・2・3 桂町1・2・3 あかしや あかしや中央	2,682	1,341	若草町近隣センター 桂町近隣センター あかしや近隣センター
28	札内北小学校	札内北町 117-1	0155-56-5051	共栄町1・2・3 新北町東・西 北町1・2・3 桜町北 桜町中央・南	2,137	1,068	桜町近隣センター 新北町近隣センター 札内北保育所
29	札内北 コミュニティセンター	札内桜町 132-1	0155-25-5221	西町1・2 北栄町1・2	396	198	北栄町近隣センター さかえ保育所

番号	施設名	所在地	電話	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数		二次施設
					面積(m ²)	人数	
30	忠類中学校	忠類栄町 297-1	01558- 8-2139	忠類栄町 忠類西当	1,778	889	
31	忠類小学校	忠類白銀 町426	01558- 8-2209	忠類幸町 忠類本町 忠類白銀町 忠類上忠類 忠類上当	2,061	1,030	上当寿の家
32	忠類コミュニ ティ センター	忠類錦町 439-1	01558- 8-2201	忠類錦町 忠類東宝 忠類元忠類 忠類幌内 忠類新生 忠類豊成 忠類晩成	1,082	541	
33	※晩成福祉館 (大樹町)	大樹町 字晩成209		※津波 忠類晩成	153	76	

資料5-6 大雨(洪水・内水氾濫)時の指定避難所

番号	施設名	所在地	電話	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数		二次施設
					面積(m ²)	人数	
1	幕別小学校	緑町26	0155-54-2424	明野南・北 新川 猿別	2,573	1,286	明野近隣センター 鉄南ふれあい交流館 緑町近隣センター 幕別南コミュニティセンター 幕別町保健福祉センター 新川近隣センター
2	農業者 トレーニングセンター	錦町98	0155-54-2106	相川 相川東・西 相川南・北	1,210	605	本町近隣センター 幕別町民会館 武道館 幕別中央保育所
3	幕別消防署糠 内分遣所	五位349-9	0155-57-2320	糠内市街	183	91	
4	途別小学校	途別222-1	0155-56-5426	途別	802	401	途別保育所 途別ふれあい交流館
5	幕別町働く婦 人の家	札内中央町 395-1		中央町2・3	246	123	
6	札内南小学校	札内文京町 29-1	0155-56-2314	あかしや南1 あかしや南2 泉町・泉東 みずほ町 昭和 依田 西和	2,796	1,398	老人福祉センター 依田近隣センター
7	札内中学校	札内文京町 29	0155-56-2015	札内区 暁町東・西・北 あかしや あかしや中央 春日町 東春日町 青葉町1・2 千住1・2 千住東 新生 稲志別 豊町 新北町東 北町1・2・3 桜町北・中央 桜町南	2,682	1,341	札内南コミュニティセンター 若草町近隣センター 桂町近隣センター 桜町近隣センター 北栄町近隣センター さかえ保育所

資料5-7 土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)時の指定避難所

番号	施設名	所在地	電話	対象公区	収容可能面積及び収容可能人数		二次施設
					面積(m ²)	人数	
1	幕別町民会館	錦町98	0155-54-2106	錦町1	1,210	605	本町近隣センター
2	軍岡集落センター	軍岡537-3		軍岡	84	41	
3	豊岡近隣センター	豊岡5-64		豊岡2	76	38	
4	西猿別近隣センター	猿別270		西猿別	87	43	
5	猿別近隣センター	猿別106-1		猿別	76	38	
6	南勢近隣センター	南勢226-1		南勢	116	58	
7	新川近隣センター	新川 162-128		新川	92	46	
8	糠内小学校	糠内272	0155-57-2240	糠内市街 五位 糠内第1 西・中糠内 中里	1,072	536	糠内コミュニティセンター 糠内保育所
9	明倫小学校	明倫38-13	0155-57-2306	明倫 古舞	564	282	明倫近隣センター
10	美川近隣センター	美川203		美川	90	45	
11	集団研修施設 こまはた	駒島549	0155-57-2261	駒島	552	276	駒島保育所
12	日新近隣センター	日新1-38		日新1・2	167	83	
13	依田近隣センター	依田203		依田	87	43	
14	稲志別 近隣センター	千住488-2		稲志別 中稲志別 新生	76	38	
15	札内南小学校	札内文京 町29-1	0155-56-2314	文京町 昭和 途別	2,796	1,398	泉町近隣センター あかしや南近隣センター あかしや南1近隣センター 文京・みずほ近隣センター 札内南コミュニティセンター 途別保育所
16	忠類コミュニティ センター	忠類錦町 439-1	01558-8-2201	忠類東宝 忠類元忠類 忠類幌内	1,082	541	

資料5-8 福祉避難所(要配慮者收容可能施設)

番号	施設名	所在地	電話	地区	収容可能面積及び収容可能人数 ()内は長期の場合		備考
					面積(m ²)	人数	
1	幕別北コミュニティセンター	旭町18-7	0155-54-4356	幕別	341	170 (113)	一次避難所
2	幕別南コミュニティセンター	新町139-3	0155-54-5127	幕別	381	190 (127)	二次避難所
3	幕別町保健福祉センター	新町122-1	0155-54-3811	幕別	493	246 (164)	〃
4	鉄南ふれあい交流館	宝町154		幕別	128	64 (42)	〃
5	明野近隣センター	明野210-3		幕別	76	38 (25)	〃
6	札内東コミュニティセンター	札内青葉町311	0155-56-2111	札内	364	182 (121)	一次避難所
7	札内南コミュニティセンター	札内文京町28-8	0155-56-6518	札内	538	269 (179)	二次避難所
8	千住西ふれあい交流館	千住161-1		札内	76	38 (25)	〃
9	途別ふれあい交流館	途別226-9		札内	110	55 (36)	〃
10	暁町近隣センター	札内暁町252-179		札内	116	58 (38)	〃
11	稲志別近隣センター	千住488-2		札内	76	38 (25)	一次避難所
12	北栄町近隣センター	札内北栄町158-7		札内	119	59 (39)	二次避難所
13	ふれあいセンター福寿	忠類白銀町384-10	01558-8-2910	忠類	509	254 (169)	生活支援ハウス

資料5-9 広域一時滞在避難所

番号	施設名	所在地	電話	地区	収容可能面積及び収容可能人数 ()内は長期の場合		備考
					面積(m ²)	人数	
1	幕別北コミュニティセンター	旭町18-7	0155-54-4356	幕別	341	170 (113)	一次避難所
2	幕別南コミュニティセンター	新町139-3	0155-54-5127	幕別	381	190 (127)	二次避難所
3	札内東コミュニティセンター	青葉町311	0155-56-2111	札内	364	182 (121)	一次避難所
4	札内南コミュニティセンター	札内文京町28-8	0155-56-6518	札内	538	269 (179)	二次避難所
5	ふれあいセンター福寿	忠類白銀町384-10	01558-8-2910	忠類	509	254 (169)	福祉避難所

資料5-10 要配慮者利用施設一覧表

1 老人福祉施設

分類名	施設名	住所	連絡先	定数	備考
特別養護老人ホーム	札内寮	依田379番地	0155-56-4706	120	
老人デイサービスセンター	札内寮デｲサービスセンター	依田379番地	0155-56-6164	30	
	幕別町社会福祉協議会デｲサービスセンター	新町122-1 幕別町保健福祉センター内	0155-55-3800	28	
	幕別町忠類デｲサービスセンター	忠類白銀町384-10 忠類ふれあいセンター福寿内	01558-8-2070	15	
	通いの家あずまし家	札内暁町259-84	0155-55-5551	10	※浸水想定区域内 (1.0~2.0m未満)
	デｲサービスとうじ場北札内	札内新北町77-32	0155-56-6810	15	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
老人デｲセンター	介護老人保健福祉施設あかしや	札内あかしや町42-10	0155-55-4165	30	
老人短期入所施設	札内寮ショートステイデｲサービス	依田379番地	0155-56-4706	16	

2 身体障害者福祉施設

分類名	施設名	住所	連絡先	定数	備考
地域活動支援センター	ひまわりの家	札内青葉町185番地	0155-56-6630	19	※浸水想定区域内 (2.0～3.0m未満)

3 児童福祉施設

分類名	施設名	住所	連絡先	定数	備考
保育所	幕別中央保育所	寿町2-5	0155-54-2252	90	
	札内北保育所	札内新北町192-5	0155-56-2049	90	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	札内南保育所	札内あかしや町56-1	0155-56-3326	120	※浸水想定区域内 (0.5～1.0m未満)
	札内青葉保育所	札内青葉町310-36	0155-56-4131	90	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	札内さかえ保育所	札内北栄町23-1	0155-25-9011	120	
	忠類保育所	忠類白銀町402-1	01558-8-2658	70	
	駒島保育所	駒島514-71	0155-57-2775	30	
	糠内保育所	糠内252-4	0155-57-2032	30	
	明倫保育所	明倫38-13	0155-57-2013	30	
	古舞保育所	古舞693-2	0155-57-2113	30	※土砂災害危険箇所 (土石流危険溪流)
	途別保育所	途別231-2	0155-56-5583	30	
幼稚園	わかば幼稚園	錦町98	0155-54-4223		
	幕別幼稚園	札内豊町9-1	0155-56-3335		
発達支援センター	幕別町発達支援センター	新町122-1 幕別町保健福祉センター内	0155-54-6533		
学童保育所	はぐるま学童保育所	新町139-3 幕別南コミュニティセンター内	0155-54-2028	50	
	あすなろ学童保育所	札内青葉町185	0155-56-6650	40	※浸水想定区域内 (2.0～3.0m未満)
	つくし学童保育所	札内文京町28-8 札内南コミュニティセンター内	0155-56-3917	40	
	やまびこ学童保育所	札内桜町132-1 札内北コミュニティセンター内	0155-25-5223	40	※浸水想定区域内 (1.0～2.0m未満)
	ちゅうるい学童保育所	忠類白銀町384-10 忠類ふれあいセンター 一福寿内	01558-8-2910	25	

4 介護老人保健施設

分類名	施設名	住所	連絡先	定数	備考
介護老人保健施設	介護老人保健施設あかしや	札幌市あかしや42-10	0155-55-4165	150	

5 その他

分類名	施設名	住所	連絡先	定数	備考
生活支援ハウス	ふれあいセンター福寿	忠類白銀町384-10 忠類ふれあいセンター福寿内	01558-8-2910	11	
指定認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームあさひ	旭町24-76	0155-54-6696	18	
	グループホームあおば	青葉町311番地	0155-56-7797	18	※浸水想定区域内(0.5m未満)
	グループホーム北札幌内ふれあい館1・2	札幌市新北町77-5	0155-56-6650	18	※浸水想定区域内(0.5m未満)
	グループホーム啓寿まくべつ	南町2-21	0155-54-3732	9	
	グループホームそよかぜ	札幌市新北町47-17	0155-55-5040	9	
	グループホーム札幌内ふれあいハウス1・2	札幌市北町27番地	0155-55-4800	18	※浸水想定区域内(0.5m未満)
	ふれあいの里グループホーム十勝の杜	札幌市豊町39-3	0155-56-8851	18	※浸水想定区域内(0.5~1.0m未満)

資料5-11 浸水区域内要配慮者利用施設一覧表

1 老人福祉施設

分類名	施設名 (伝達責任者)	住所	伝達方法	定数	備考
老人デイサービスセンター	通いの家あずまし家 (施設管理者)	札内暁町259-84	電話(不通時は 直接訪問) 55-5551	10	※浸水想定区域内 (1.0~2.0m未満)
	デイサービスとうじ場北 札内 (施設管理者)	札内新北町77-32	電話(不通時は 直接訪問) 56-6810	15	※浸水想定区域内 (0.5m未満)

2 身体障害者福祉施設

分類名	施設名 (伝達責任者)	住所	伝達方法	定数	備考
地域活動支援センター	ひまわりの家 (施設管理者)	札内青葉町185番地	電話(不通時は 直接訪問) 56-6630	19	※浸水想定区域内 (2.0~3.0m未満)

3 児童福祉施設

分類名	施設名 (伝達責任者)	住所	伝達方法	定数	備考
保育所	札内北保育所 (施設管理者)	札内新北町192-5	電話(不通時は 直接訪問) 56-2049	90	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	札内南保育所 (施設管理者)	札内あかしや町56-1	電話(不通時は 直接訪問) 56-3326	120	※浸水想定区域内 (0.5~1.0m未満)
	札内青葉保育所 (施設管理者)	札内青葉町310-36	電話(不通時は 直接訪問) 56-4131	90	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
学童保育所	あすなろ学童保育所 (施設管理者)	札内青葉町185	電話(不通時は 直接訪問) 56-6650	40	※浸水想定区域内 (2.0~3.0m未満)
	やまびこ学童保育所 (施設管理者)	札内桜町132-1 札内北コミュニティセンター内	電話(不通時は 直接訪問) 25-5223	40	※浸水想定区域内 (1.0~2.0m未満)

4 その他

分類名	施設名 (伝達責任者)	住所	伝達方法	定数	備考
指定認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームあおば (施設管理者)	青葉町311番地	電話(不通時は直接訪問) 56-7797	18	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	グループホーム北札内ふれあい館1・2 (施設管理者)	札内新北町77-5	電話(不通時は直接訪問) 56-6650	18	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	グループホーム札内ふれあいハウス1・2 (施設管理者)	札内北町27番地	電話(不通時は直接訪問) 55-4800	18	※浸水想定区域内 (0.5m未満)
	ふれあいの里グループホーム十勝の杜 (施設管理者)	札内豊町39-3	電話(不通時は直接訪問) 56-8851	18	※浸水想定区域内 (0.5～1.0m未満)

避 難 者 カ ー ド

(注意) 世帯ごとに作成

避 難 所 名				受付日時		月 日 時 分	
				担当職員			
住所					自主防災(公区)名		
氏 名	続柄	性別	年齢	入所日	退所日	特記事項(身体障害等)	

離散家族(今後、避難所に合流の見込まれる家族)

氏 名	続柄	性別	年齢	入所予定日	特 記 事 項

備考(消息等)

災害ボランティア受付カード

受付年月日	平成 年 月 日
整理番号	
受付担当者	

ふりがな 氏名	(歳)	性別	男 女	職 業 団体・学校名	年 生			
住 所	〒 電話 () -							
緊急連絡先 住所、氏名	〒 電話 () - 氏名							
ボランティア 活動の経験、 資格等の状 況(複数記入 可)	1 社会福祉協議会の主催するボランティア活動 2 災害時のボランティア活動(被災地:()) 3 ボランティア協会の主催するボランティア活動 4 老人福祉施設などの施設でボランティア活動 5 その他のボランティア活動 () 6 教育委員会のボランティア活動指導者初級以上の資格取得者 7 青少年団体等での指導経験 8 障害者、老人などの介護、介助の経験 9 保育士経験 10 教職員経験 11 手話通訳 12 点訳、音訳 13 二輪免許 14 自動車普通免許 15 自動車大型免許 16 ワークプロ操作 17 パソコン操作 18 外国語通訳 (語、 語、 語) 19 アマチュア無線免許) 20 その他の資格()							
希望する活 動内容等								
活動可能 期	月 日(曜日) から 月 日(曜日) 日間程度							
宿泊場所	1 日帰り 2 宿泊場所 住所 電話 () - 方 3 その他 ()							
ボランティア 活動保険	1 加入している 2 加入していない (加入を希望する ・ 加入しない)							
活動に伴う 費用	1 全額自己負担 2 団体、グループで負担 (全額負担 ・ 一部負担)							
活動への参 加要請日 (実績)	月	日	日	日	日	日	日	調整担当者
	月	日	日	日	日	日	日	
	月	日	日	日	日	日	日	

※ボランティア活動を希望される方には、保険加入の確認をし、未加入者の方には保険に加入してから参加いただくよう指導願います。保険加入受付は民生対策部福祉班へ連絡すること。

避難所外泊届

平成 年 月 日

避難所運営委員会 へ

申請者住所(地区名)
申請者氏名

このたび、下記のとおり外泊いたしますので、お届けいたします。

記

1 外泊者の氏名等

氏名	氏名			性別	性別	年齢	年齢	住所	住所	電話番号	電話番号
	氏名	氏名	氏名								
1	氏名	氏名	氏名	性別	性別	年齢	年齢	住所	住所	電話番号	電話番号
	期間	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	住所	住所	電話番号	電話番号
2	氏名	氏名	氏名	性別	性別	年齢	年齢	住所	住所	電話番号	電話番号
	氏名	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	住所	住所	電話番号	電話番号
3	氏名	氏名	氏名	性別	性別	年齢	年齢	住所	住所	電話番号	電話番号
	氏名	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	住所	住所	電話番号	電話番号
4	氏名	氏名	氏名	性別	性別	年齢	年齢	住所	住所	電話番号	電話番号
	氏名	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日 まで	連絡先	連絡先	連絡先	連絡先	住所	住所	電話番号	電話番号

資料6-1 医療機関一覧表

1 民間の医療機関

名 称	住 所	電 話	診 療 内 訳	医 師	薬 剤 師	看護師			保 健 師	助 産 師	病 床 数
						正 看	准 看	見 習			
勝山医院	本町109-1	54-2053	内科、小児	1							
景山医院	錦町117	54-2350	内科、小児	1							
緑町クリニック	緑町21-55	54-6900	内科、小児								
柏木内科医院	青葉町311-1	56-5151	内科、小児	1		1	1				19
木村医院	中央町386	56-5102	内科、小児	1	1	1	1				
とかちの杜病院	千住193-4	56-8811	内科、外科、小児	6	3	37	25				110
札内北クリニック	共栄町19-5	20-7750	内科、外科								
おち小児科	新北町4-1	56-5522	小児	1			2				
さつない耳鼻咽喉科	札内北栄町2-15	21-4187	耳鼻咽喉								
大内歯科医院	豊町25-10	56-5223	歯科	1							
國安歯科医院	青葉町16-10	56-6555	歯科	1							
杉村歯科医院	みずほ町143-66	56-6020	歯科	1							
一宮歯科医院	本町79-1	54-2430	歯科	1							
幕別歯科医院	本町125	54-3381	歯科	1							
木下歯科医院	本町61-1	54-2228	歯科	1							
河原歯科医院	西町95-13	23-8148	歯科	1							
高橋歯科・小児歯科クリニック	北町21-18	56-7377	歯科	1							
村松歯科医院	泉町76-1	56-3600	歯科	1							
みずほ通り歯科クリニック	共栄町16-3	22-3118	歯科								
高橋整骨院	緑町21-26	54-2755	整骨	1							
三井整骨院	宝町99-2	54-4818	整骨	1							
植竹整骨院	中央町330-141	56-5338	整骨	1							
松田整骨院	北町19-10	56-7756	整骨	1							
山口整骨院	あかしや町59-15	56-4814	整骨	1							
あかしや整骨院	中央町455-2	56-8588	整骨	1							
さがら整骨院	札内共栄町42-5	67-8902	整骨								

名 称	住 所	電 話	診 療 内 訳	医 師	薬 剤 師	看護師			保 健 師	助 産 師	病 床 数
						正 看	准 看	見 習			
せせらぎはりきゅう 整骨院	札内北栄町10-1	67-5931	整骨								
てらさか整骨院	札内西町95-1	21-1820	整骨								
及川整骨院	札内新北町59-10	56-2918	整骨								

2 町立の医療機関

名 称	住 所	電 話	診 療 内 訳	医 師	薬 剤 師	看護婦			保 健 師	助 産 婦	病 床 数
						正 看	准 看	見 習			
新和診療所	新和162-128 (新和近隣センター併設)	57-2508									
日新診療所	日新1-38 (日新近隣センター併設)	56-5580									
駒島診療所	駒島514 (駒島公民館併設)	57-2171									
古舞診療所	古舞693-2 (古舞近隣センター併設)	57-2113									
糠内診療所	糠内251-1 (南老人交流館併設)	57-2140									
忠類診療所	忠類幸町11-1	8-2053									
忠類歯科診療所	忠類錦町4391-1 (忠類コミセン併設)	8-2443									
保健福祉センター	新町122	54-3811							14		
ふれあいセンター 福寿	忠類白銀町384-10	8-2910							2		

資料6-2 医療衛生材料調達先一覧表

名 称	種 別	住 所	連 絡 先	備 考
ツルハ(株)ツルハドラッグ 札内店	薬 店	札内共栄町163	0155-20-3825	
細川天光堂(有)	〃	札内中央町460	0155-56-2056	
サトドラッグ 札内店	〃	札内青葉町307	0155-55-5112	
イカニ薬局	薬 局	札内新北町4-2	0155-56-5601	
遠藤調剤薬局	〃	忠類幸町9-1	01558-8-3333	※処方箋が必要
つがやす薬局幕別店	〃	錦町118	0155-55-3300	
椿原ホシ薬房	〃	忠類本町	01558-8-2810	
パーク薬局	〃	緑町21-66	0155-55-3100	
ハヤツ薬局	〃	錦町105	0155-54-2727	
せせらぎ薬局	〃	札内北栄町2-13	0155-21-7000	
シーズドラッグ	〃	札内豊町43-1	0155-56-3040	コープさっぽろ さつない店内

資料6-3 災害時の医療救護活動に関する協定書

(平成3年4月1日締結)

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村〔別掲（以下「甲」という。）〕と社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成および派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協定するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定に必要な事項は別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 十勝管内各町村長

乙 社団法人十勝医師会長

資料6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、十勝管内各町村（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式-1及び第4号様式-2）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班をとりまとめ、「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

別 表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行規則(昭和31年北海道規則第142号)別表第2に定める額		
補助職員	看護婦の日当1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

第4号様式－1(第2条関係)

事故報告書			
年 月 日から、同 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり 疾病・死亡 者が発生したので報告します。			
年 月 日			
幕別町長		様	
		住 所	
		氏 名	印

第4号様式－2(第2条関係)

事故 傷病・死亡 者概要					
氏 名		性 別	男・女	年 齢	歳
住 所					
職 種	勤務先				
傷病名			程 度	重 傷・中等症・軽 傷	
外来・入院 (月 日)		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日	午前・午後	時	分	
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日	午前・午後	時	分	
死 亡 場 所					
受傷(発病)死亡時の状況					

第5号様式(第3条関係)

費用弁償請求書			
			年 月 日
幕別町長	殿		
	住 所		
	氏 名		印
次の金額を請求します。			
	金額	円	
ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に関する費用弁償額			
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)			

第6号様式(第3条関係)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

幕別町長

殿

住 所
氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定第8条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病または死亡原因	死亡者		性別	男・女	年 月 日生
	住 所				
	職 種		勤務先		
	傷 病 名				
	死亡原因		死亡月日		
傷害級別		療養開始年月日		治癒年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間	休業期間中における業務上の収入の有無			
扶助金の支給申請額					
備 考					

- 注 1. 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
- 療養費扶助金申請の場合は、医師診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
 - 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

資料7-1 町保有車両一覧表

平成25年4月1日現在

主管課	普通 乗用	小型 乗用	普通 貨物	小型 貨物	軽自 動車	乗 合	特殊 用途	大型 特殊	小型 特殊	原 付
総務課	6	6	1	3	1		1			
商工観光課		1			1				1	
保健福祉センター	2	6		2	6	4				
町民課	1			1	2					
農林課			1	1	2		1	3		2
土地改良課					1					
水道課	2	2					1			
札内支所					1					
土木課	1	2	4	1	1		3	9		
企画室						1				
都市施設課		1		1						
教育委員会	2	4	6	3		6	1		1	
農業振興公社	1	1								
計(幕別)	15	23	12	12	15	11	7	12	2	2
地域振興課	3	2		3	3				1	
経済建設課		1		3	3	1	1	7	1	4
生涯学習課		2				2			2	
保健福祉課		2		1	1	1				
計(忠類)	3	7		7	7	4	1	7	4	4
合計	18	30	12	19	22	15	8	19	6	6

111台(幕) + 44台(忠) = 155台

資料7-2 緊急輸送ネットワーク指定路線

北海道緊急輸送道路ネットワーク指定路線（幕別町管内分）

（単位：km）

区分	路線名	区間	延長
第1次緊急輸送道路	国道236号	帯広・広尾自動車道	7.1
	国道38号	全線	17.1
	国道242号	全線	2.2
	国道236号	全線	7.9
	国道336号	全線	2.6
	主要道道幕別大樹線	国道38号線～町道南1丁目通	0.4
	主要道道幕別帯広芽室線	一般道道更別幕別線～清流大橋	2.7
	町道南1丁目通り	主要道道幕別大樹線～東十勝消防事務組合	0.1
	町道西当北4線	国道236号～忠類大樹IC	0.5
	第1次小計（9路線）		40.6
第2次緊急輸送道路	一般道道更別幕別線	国道38号～主要道道幕別帯広芽室線	2.0
	一般道道生花大樹線	全線	9.6
	幕別大通	主要道道幕別大樹線～幕別町役場	0.1
	町道南1丁目通	東十勝消防事務組合～幕別運動公園	0.2
	町道西町16号通	国道38号～帯広道路事務所・帯広河川事務所	0.1
	第2次小計（5路線）		12.0
	合計（14路線）		52.6

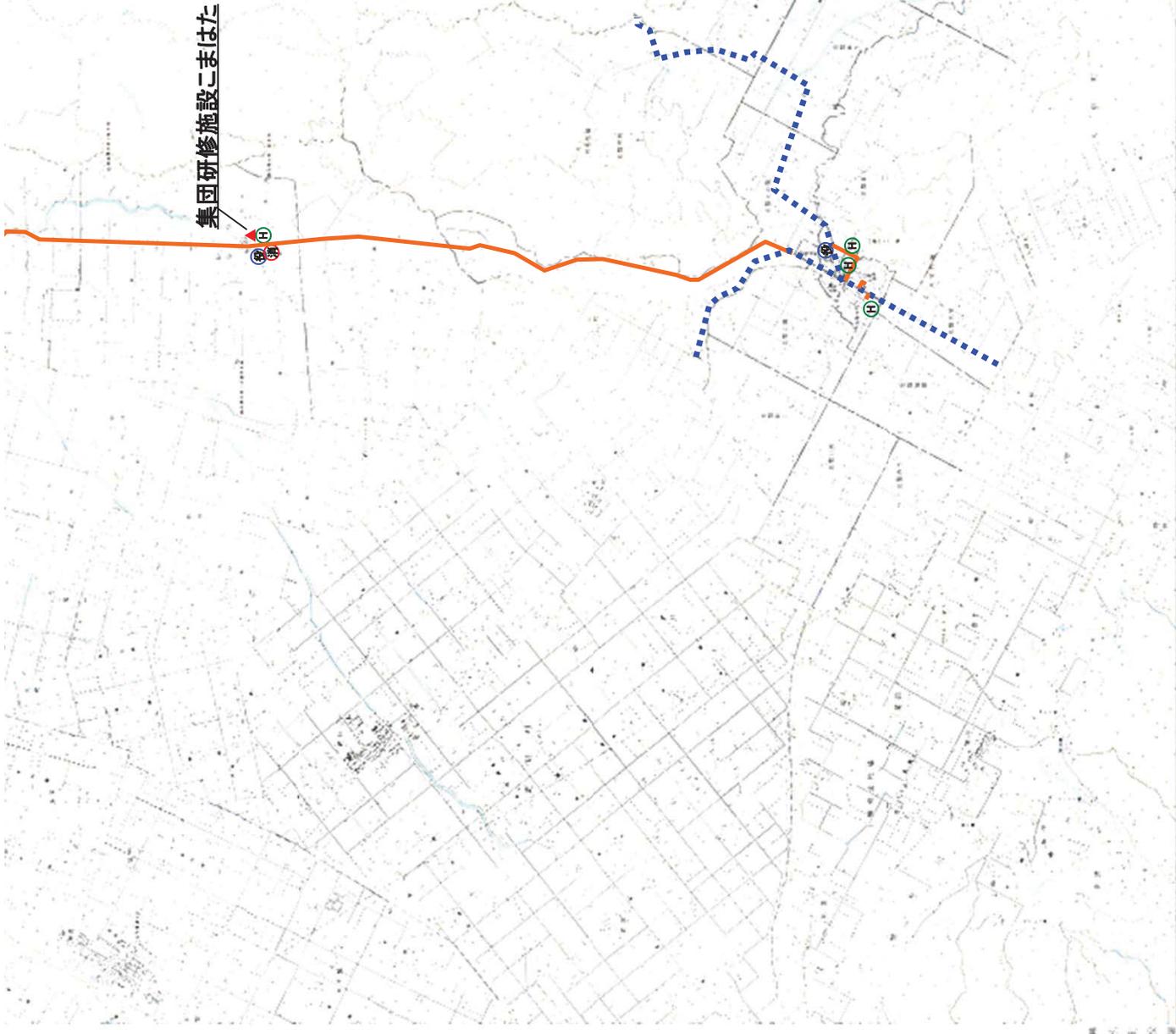
地域緊急輸送道路（幕別町単独指定）

（単位：km）

区分	路線名	区間	延長
地域緊急輸送道路	主要道道幕別大樹線	町道南1丁目通（第1次緊急輸送道路）～国道236号（第1次緊急輸送道路）	39.0
	主要道道豊頃糠内芽室線	主要道道幕別大樹線～一般道道更別幕別線	9.4
	主要道道幕別帯広芽室線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）	2.4
	一般道道幕別停車場線	全線（主要道道幕別大樹線～幕別駅前広場）	0.1
	一般道道明倫幕別停車場線	全線（主要道道豊頃糠内芽室線～主要道道幕別大樹線）	19.8
	一般道道札内停車場線	全線（町道札内本通～札内駅前広場）	0.1
	一般道道更別幕別線	主要道道幕別帯広芽室線（第1次緊急輸送道路）～主要道道豊頃糠内芽室線	17.1
	町道千代田通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～幕別北コミュニティセンター	0.9
	町道明野大豊線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～明野近隣センター	0.1
	町道幕別大通	幕別町役場～農業者トレーニングセンター	0.1
	町道幕別本通	主要道道幕別大樹線（第1次緊急輸送道路）～町道南町団地道路10号	0.9
	町道南町団地道路10号	全線（主要道道幕別大樹線～町道幕別本通）	0.6
	町道平和通	町道緑町団地道路1号～鉄南ふれあい交流館	0.5
	町道図書館通	町道平和通～幕別町保健福祉センター	0.2
	町道緑町団地道路1号	町道平和通～幕別南コミュニティセンター	0.1
	町道南町団地道路4号	町道南町団地道路10号～町道南町団地道路9号	0.2
	町道南町団地道路9号	町道南町団地道路4号～幕別高校	0.1
	町道幕別札内線	全線（一般道道明倫幕別停車場線～主要道道幕別帯広芽室線）	6.5
	町道札内西大通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～札内北コミュニティセンター	1.2
	町道札内2線	町道札内西大通～札内北小学校	0.1
	町道北栄大通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道せせらぎ通	0.5
	町道せせらぎ通	町道北栄大通～北栄町近隣センター	0.3
	町道札内本通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～一般道道札内停車場線	0.2
	町道札内9号通	全線（国道38号（第1次緊急輸送道路）～町道暁町中通）	0.3
	町道暁町中通	町道札内9号通～暁町近隣センター	0.1
	町道札内10号線	国道38号（第1次緊急輸送道路）～札内スポーツセンター	0.3
	町道札内東通	国道38号（第1次緊急輸送道路）～主要道道幕別帯広芽室線	1.1
	町道札内西和線	一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）～町道札内文京通	0.2
	町道札内文京通	町道札内西和線～町道文京学園通	0.3
	町道文京学園通	一般道道更別幕別線（第2次緊急輸送道路）～町道札内文京通	0.2
	町道依田6号線	主要道道幕別帯広芽室線（第1次緊急輸送道路）～依田近隣センター	0.2
	町道日新線	主要道道幕別帯広芽室線～日新近隣センター	5.5
	町道豊岡高台線	一般道道明倫幕別停車場線～町道豊岡線	5.5
	町道豊岡線	町道豊岡高台線～豊岡近隣センター	0.4
	町道途別新川線	主要道道幕別大樹線～町道明野25号線	2.2
	町道明野25号線	町道途別新川線～町道大豊3号線	0.6
	町道大豊3号線	町道明野25号線～大豊近隣センター	0.1
	町道明倫14号線	一般道道明倫幕別停車場線～明倫小学校	0.6
	町道猿別川西線	主要道道豊頃糠内芽室線～美川近隣センター	1.5
	町道栄町団地道路4号	国道236号（第1次緊急輸送道路）～忠類中学校	0.1
	町道忠類北10線	国道236号（第1次緊急輸送道路）～町道ナウマンの里線	0.2
	町道ナウマンの里線	町道忠類北10線～忠類ふれあいセンター福寿	0.1
	町道忠類小学校線	国道236号（第1次緊急輸送道路）～町道忠類24号線	0.6
	町道忠類24号線	一般道道生花大樹線～町道忠類小学校線	0.6
	合計（44路線）		121.1

資料7-2
緊急輸送ネットワーク指定路線図

	北海道緊急輸送道路ネットワーク指定路線
	地域緊急輸送道路(幕別町単独指定)
	幕別町役場(本庁・総合支所・出張所)
	国・北海道行政機関
	消防署
	JR駅
	備蓄保管場所
	ヘリポート
	指定避難所
	福祉避難所



1:50,000



北海道緊急輸送道路ネットワーク指定路線	■■■■■
地域緊急輸送道路(幕別町単独指定)	—————
幕別町役場(本庁・総合支所・出張所)	役
国・北海道行政機関	行
消防署	消
JR駅	駅
備蓄保管場所	備
ヘリポート	H
指定避難所	▲
福祉避難所	■

資料8-1 臨時ヘリポート設定基準及びヘリポート等

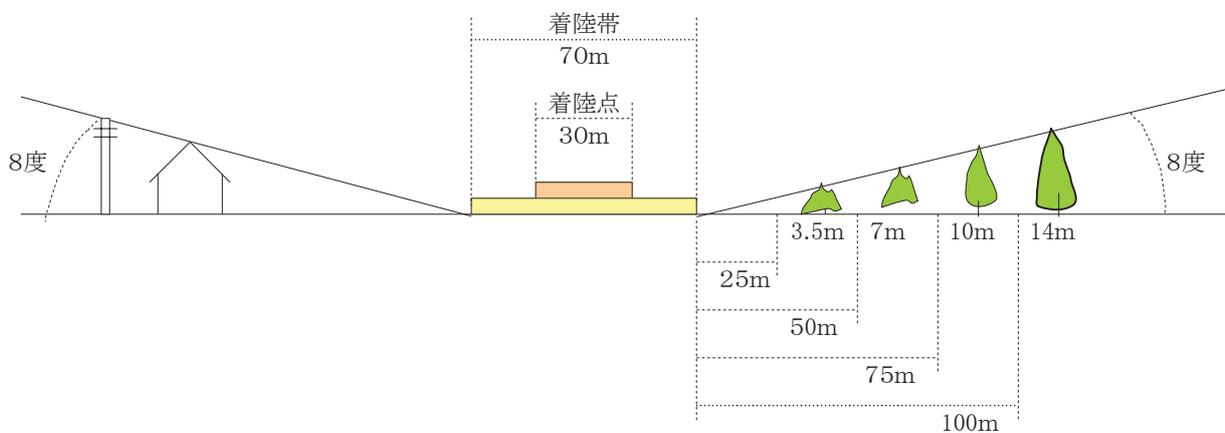
1 臨時ヘリポート設定基準

(1) 着陸帯

ア 直径70mの円、またはこれに相当する平坦な地積で、その周囲8°の傾斜面上に障害物がないこと。

ただし、この条件を満足できないときは、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）においてこの条件を満足させなければならない。

参考：距離と障害物の高さは図のとおり。



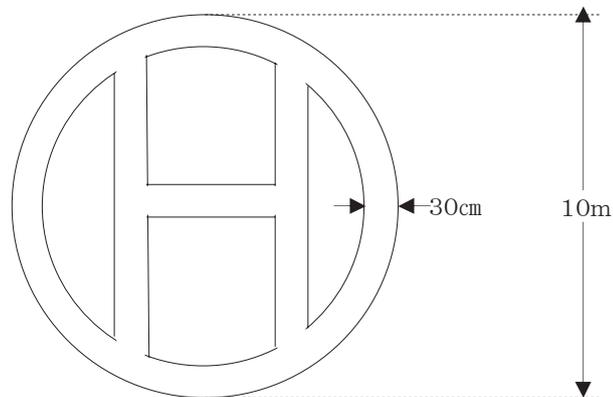
イ 地表面

(ア) 舗装された場所が最も望ましい。

(イ) グランド等の場合、板、トタン、砂塵が巻き上がらないよう処理すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ 着陸点

着陸点（直径30m）のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き中央にHと記す。

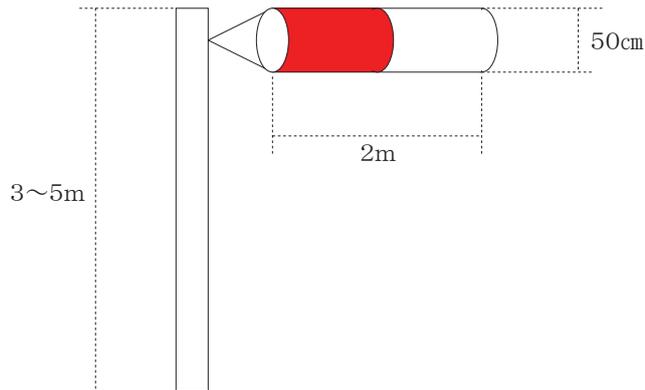


(2) 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、または旗をたてる。

ア 布製

イ 風速25m/秒にも耐えられる強度



2 臨時ヘリポート

<ヘリコプター離着可能地点>

所在地	施設名	広さ	著名地点からの方向及び距離
緑町	幕別小学校グラウンド	130×160m	幕別駅から南東700m
緑町	幕別中学校グラウンド	200×200m	幕別駅から南東700m
寿町	幕別運動公園	70×280m	役場から600m
札内文京町	札内中学校グラウンド	140×140m	札内駅から南西1km
札内文京町	札内南小学校グラウンド	110×170m	札内駅から南西1km
札内暁町	スマイルパーク	300×300m	国道北側
札内西町	札内川河川敷	170×550m	国道から南へ50m
字糠内	糠内小学校グラウンド	160×110m	小学校校舎南側
駒島	集団研修施設こまはたグラウンド	110×150m	集団研修施設南側
忠類白銀町	忠類小学校グラウンド	180×120m	小学校校舎隣接
忠類栄町	忠類野球場	370×100m	中学校校舎隣接
忠類東宝	白銀台スキー場駐車場	53×95m	忠類総合支所から南に300m

資料9-1 北海道雪害対策実施要綱

北海道地域防災計画(H25年5月北海道防災会議)第4章災害予防計画より(抜粋)

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより、大雪、暴風雪及びなだれ等の災害(以下、「雪害」という。)に対処するため、防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、雪害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

雪害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道雪害対策連絡部」(以下、「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道農政事務所、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、日本放送協会札幌放送局、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本赤十字社北海道支部、北海道電力株式会社

2 設置期間

11月1日から3月31日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 雪害に関する各種情報の収集等
- (2) 雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整及び迅速な情報の交換
- (3) 雪害に対処するための除雪機械等に関する資料の収集
- (4) 雪害時における定時報告
9時 13時 17時
- (5) その他雪害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部の招集は、雪害に関する気象等警報・注意報並びに情報等が発表され、事務局が札幌管区气象台と協議して、必要と認めたとときに行う。

また、事務局は必要に応じて、雪害による交通障害対策に迅速かつ的確に当たるため、連絡部関係機関の職員の招集を求めることができる。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関の職員のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。

連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 対策実施目標

雪害対策の期間及び実施目標は、次のとおりとする。

1 第一次目標

- (1) 期間 11月～12月中旬
- (2) 目標除雪機械車両等の整備点検

2 第二次目標

- (1) 期間 12月～3月
- (2) 目標豪雪等雪害に対処する除雪・排雪の推進

第4 防災関係機関の予防対策

1 気象観測及び情報収集

(1) 札幌管区气象台

札幌管区气象台は、必要と認める場合は観測資料及び雪害に関係のある警報・注意報並びに情報等を連絡部に通報する。また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、12月20日から翌年4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、開始日及び終了日を変更することがある。

(2) 北海道開発局

北海道開発局は、事務所及び事業所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社

北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社(以下「北海道旅客鉄道株式会社等」という。)は、駅等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により列車ダイヤに大きな支障が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(4) 北海道

北海道は、出張所等で観測する積雪状況等を把握し、その状況により災害が予想される場合は、連絡部へ通報する。

また、関係機関及び民間企業や地域住民等から地域的な異常気象の情報等の提供を受け、その状況により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

(5) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、事務所及び事業所等で気象監視用カメラ等で把握した積雪状況等により災害の発生が予想される場合は、連絡部へ通報する。

2 交通、通信、送電及び食料の確保

(1) 北海道開発局

北海道開発局が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(2) 北海道

北海道が管理する道路で冬期間除雪を行い、除雪作業による交通確保目標は路線の区分に応

じて次のとおりである。なお、夜間除雪を実施しない区間には、看板を設置し、夜間除雪未実施についての周知に努める。

種類	標準交通量	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、交通を確保する。 異常降雪等においては、極力2車線確保を図る。
第2種	300台/日以上 1,000台/日未満	2車線(5.5m)以上の幅員確保を原則とし、夜間除雪は実施しない。 異常降雪等においては、極力1車線以上の確保を図る。
第3種	300台/日未満	2車線幅員を確保することを原則とし、夜間除雪は実施しない。状況によっては1車線(4.0m)幅員で待避所を設ける。 異常降雪時においては、一時通行止めとすることもやむを得ないものとする。

(3) 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社が管理する道路で冬期間24時間体制で除雪作業を行い交通の確保を保つ。

(4) 北海道警察本部

北海道警察は、雪害による交通の混乱を防ぐため、必要により道路管理者と協議のうえ通行の禁止、制限等の措置を講ずるものとする。

(5) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害による列車ダイヤに支障を来さないよう除雪に努めるものとする。

なお、雪害時においては、通勤、通学及び緊急必需物資の輸送に重点を置くものとする。

(6) 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害により電気通信に支障を来さないよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障を来さないよう努めるものとする。

(8) 北海道農政事務所

北海道農政事務所は、応急用食料の調達・供給に関する連絡調整等を行うものとする。

(9) 北海道運輸局

北海道運輸局は、雪害時における旅客及び貨物の円滑な輸送の確保に努めるものとする。

3 なだれ防止策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるた

め、関係機関は、自己の業務所管区域のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

(1) 北海道開発局

北海道開発局は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、随時パトロールを実施するとともに、必要に応じてなだれ防止柵設置等の整備に努めるものとする。

(2) 北海道

北海道は、標示板による標示を行うほか、なだれの発生が予想される箇所の巡視を強化するものとする。

(3) 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、なだれの発生が予想される地点に、防護柵を設置する等の防災設備の増加に努めるとともに、状況に応じ線路警戒運転規制を実施し、列車運転の安全を期するものとする。

4 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設定に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 雪捨場は、交通に支障のない場所を設定すること、止むを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設ける等交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2) 河川等を利用し、雪捨場を設定する場合は、河川の流下能力の確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

5 住民への啓発

連絡部の各機関は、日ごろからそれぞれの立場において、又は関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報を住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第5 防災関係機関の警戒体制

1 北海道開発局

(1) 北海道開発局は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道開発局防災対策事務規程の定める体制に入るとともに、自己の管理する地域の状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対策を講ずるものとする。

2 北海道

(1) 北海道は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、北海道地域防災計画に定める非常配備体制に入るとともに、道関係出先機関に対し警戒体制を指示するものとする。

なお、状況に応じ自己の管理する地域へ連絡員を派遣し、状況の把握に努めるとともに、市町村に対し、積極的な防災支援を講ずるものとする。

(2) 雪害の発生が予想されるときは、必要により通行禁止、制限等の通行規制を行う等所要の対

策を講ずるものとする。

- (3) 雪害の発生が予想される場合は、必要によりNHK及び関係報道機関に対して住民に向けた注意喚起等の放送要請等、所要の対策を講ずるものとする。

3 東日本高速道路株式会社北海道支社

東日本高速道路株式会社北海道支社は、気象官署の発する気象等警報・注意報並びに情報等や現地気象観測所の情報並びに現地巡回等の情報等を勘案し、必要と認める場合は、東日本高速道路株式会社北海道支社雪氷対策要領に定める体制に入り交通の確保に努めるものとする。

4 北海道警察本部

北海道警察は、雪害の発生が予想されるときは、北海道警察災害警備計画に定める体制を整えるものとし、必要により道路管理者と協議のうえ、通行の禁止、制限等所要の対策を講ずるものとする。

5 北海道旅客鉄道株式会社等

北海道旅客鉄道株式会社等は、雪害の発生が予想されるときは、警備体制に入り、その状況により、除雪に要する人員の確保、運転規制等を実施するものとする。

6 東日本電信電話株式会社北海道支店

東日本電信電話株式会社北海道支店は、雪害の発生が予想されるときは、警戒体制に入り、その状況により、巡視点検、安全上必要な防護、要員の配置等を実施し、電気通信の確保に努めるものとする。

7 北海道電力株式会社

北海道電力株式会社は、雪害の発生が予想されるときは、当該管轄地域毎に警戒体制に入り、状況により臨時巡視するとともに、既に配備済の復旧資器材の点検、整備及び人員の確保等に努めるものとする。

8 NHK及び関係報道機関

NHK及び関係報道機関は、雪害に関する情報を積極的に報道し、一般住民の雪害に対する注意喚起及び緊急時の避難等について所要の報道体制を整えるものとする。

9 その他の機関

その他の機関は、それぞれの立場において雪害発生時における応急措置の体制を整えるものとする。

第6 避難救出措置等

1 北海道

- (1) 雪害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり、北海道地域防災計画の定めるところにより、避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。
- (2) 雪害の状況により必要があると認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 北海道警察本部

- (1) 雪害により住民の生命身体に危険が及ぶことが予想される場合は、自主避難を勧めるものと

に、急を要するときで、市町村長が避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要請のあったときは、避難を指示して誘導するものとする。

(2) 雪害による被害者の救出、行方不明者の捜索を実施するものとする。

第7 災害対策本部の設置等

雪害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第8 総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会の体制

総合振興局又は振興局地域災害対策連絡協議会は、本要綱に準じ、雪害対策地方連絡部を設置する等、雪害に対処する所要の措置を講ずるとともに管下市町村における雪害対策の積極的な指導を実施するものとする。

第9 市町村の体制

市町村は、雪害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 7 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 8 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。

資料9-2 北海道融雪災害対策実施要綱

北海道地域防災計画(H25年5月北海道防災会議)第4章災害予防計画より(抜粋)

第1 目的

この要綱は、北海道地域防災計画の定めるところにより融雪災害に対処する防災関係機関の実施事項を定めるとともに、市町村との連携を図り、融雪災害対策の総合的な推進を図ることを目的とする。

第2 防災会議の体制

1 連絡部の設置

融雪災害に関する予防対策及び応急対策の円滑な実施を図るため、北海道防災会議に次の機関で構成する「北海道融雪災害対策連絡部」(以下「連絡部」という。)を設置する。

北海道開発局、北海道運輸局、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察本部、北海道、公益財団法人北海道消防協会、全国消防長会北海道支部、東日本高速道路株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、日本放送協会札幌放送局、電源開発株式会社北海道支店、北海道旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社北海道支社、北海道電力株式会社

2 設置期間

3月15日から6月15日まで

3 連絡部の任務

連絡部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 融雪災害に関する各種情報の収集
- (2) 融雪災害対策に関する関係機関相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 融雪災害時における定時報告 9時、13時、17時
- (4) その他融雪災害対策に必要な事項

4 連絡部の招集

連絡部は、北海道防災会議常任幹事である北海道総務部危機対策局危機対策課長が必要と認めた場合に招集する。

5 連絡部の運営

連絡部は、連絡部を構成する機関のうちから、当該機関の長が指名する職員をもって運営する。連絡部の事務局は、北海道総務部危機対策局危機対策課内に置く。

第3 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

- (1) 札幌管区气象台は、積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する気象等警報・注意報並びに情報等を連絡部及び関係機関に通報するものとする。

また、気象官署及びアメダスで観測した積雪について、3月15日から4月10日までの毎日、積雪速報を作成し、札幌管区气象台のホームページに掲載することをもって通報に代える。

なお、積雪の状況等により北海道総務部危機対策局危機対策課と協議して、終了日を変更することがある。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社は、所属の観測所が観測した積雪に関する情報等を随時気象官署に通報するものとする。

また、道路管理者は、パトロール等により確認した積雪・融雪に関する情報等について、必要に応じ気象官署に通報するものとする。

- (3) 連絡部は、積雪状況及び融雪状況を把握するため、随時現地調査を実施するほか、必要と認める場合は、航空査察を実施するものとする。

2 融雪出水対策

- (1) 北海道開発局及び北海道は、融雪出水期における警戒地域を調査して連絡部に通報するとともに、関係市町村等と事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとし、水防用資器材及び通信機材の整備点検を行うものとする。

- (2) 河川管理者は、河川が融雪、結氷、捨雪及びびんかい等により河道が著しく狭められ出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、あわせて、樋門、樋管等河川管理施設の整備点検を十分行うとともに、堰、水門等河川工作物の管理者並びに河川の上流部に集積している木材の搬出等について関係者に指導を行い、流下能力の確保を図るものとする。

- (3) ダム、貯水池等（以下「ダム等」という。）水防上重要な施設の管理者（以下「ダム管理者等」という。）は融雪出水前に管理施設の整備点検を十分行うとともに、ダム等の放流を行う場合は、ダム等操作規則等に基づき下流に急激な水位の変動を生じないように留意し、関係機関及び地域住民への伝達が的確かつ迅速に行われるよう、通報体制の確立を図るものとする。

3 なだれ等対策

- (1) 道路管理者は、なだれ発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、地域住民、生徒、児童及びドライバーに対し、新聞、テレビ、ラジオ等を利用して広報活動を積極的に行うものとする。

また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を講ずるものとする。

- (2) 北海道旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社北海道支社は、常になだれの発生が予想される地点の状況の把握に努め、状況に応じ線路警戒、運転規制を実施し、列車の安全運転を期するものとする。

- (3) 関係防災機関は、融雪期に警戒が必要ながけ崩れ及び地すべり等について、日ごろから市町村等と連携して住民に対する啓発に努めるとともに必要な措置を講ずるものとする。

4 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びびんかい等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

5 通信及び送電の確保

東日本電信電話株式会社北海道支店及び北海道電力株式会社は、融雪出水及びなだれにより電気通信及び送電に支障を来さないよう十分配慮するものとする。

6 広報活動

- (1) 防災関係機関は、融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が十分得られるよう、あらゆる広報媒体を通じ、水防思想の普及徹底に努めるものとする。
- (2) 日本放送協会札幌放送局及び関係報道機関は、融雪に関する情報を積極的に報道し住民の融雪出水、なだれ等に関する注意を喚起し、緊急時の避難等について、所要の報道体制を整えるものとする。

第4 応急対策

1 防災関係機関の措置

防災関係機関は、融雪出水、なだれ等による災害が発生した場合は、直ちにその状況を連絡部に通報するとともに関係機関と緊密な連携を保ち、所要の措置を講ずるものとする。

2 避難・救出等の措置

- (1) 北海道は、融雪災害の発生により応急対策を実施する場合は、当該市町村と緊密な連絡をとり北海道地域防災計画の定めるところにより避難、救出、給水、食料供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとし、災害の態様により必要と認める場合は、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。
- (2) 北海道警察本部は、融雪、なだれ、がけ崩れ及び地すべり等の災害により住民の生命、身体に危険が及ぶことが予想されるときは、自主避難を勧めるとともに急を要するときで市町村長の指示ができないと認めるとき、又は市町村長からの要請があったときは避難を指示して誘導するものとする。

第5 災害対策本部の設置等

融雪災害により防災関係機関が災害対策本部を設置したときは、連絡部にその状況を通報するものとする。

連絡部は、その状況を他の防災関係機関に連絡し、災害対策の一本化を図るものとする。

第6 総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会の体制

総合振興局・振興局地域災害対策連絡協議会は、本要綱に準じ、融雪災害対策地方連絡部を設置するなど、融雪災害に対処する所要の措置を講ずるとともに、管下市町村における融雪災害対策の積極的な指導を行うものとする。

第7 市町村の体制

市町村は、融雪災害対策を積極的に実施するため、本要綱に準じ所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。

- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

資料9-3 町道除雪作業基準

1 町道除雪出動基準

- (1) 連続降雪 10cmに達したら除雪を開始する。
- (2) 除雪出動時間は除雪サービス水準により、重要度の高い路線を優先させ出動する。

2 歩道除雪サービス水準

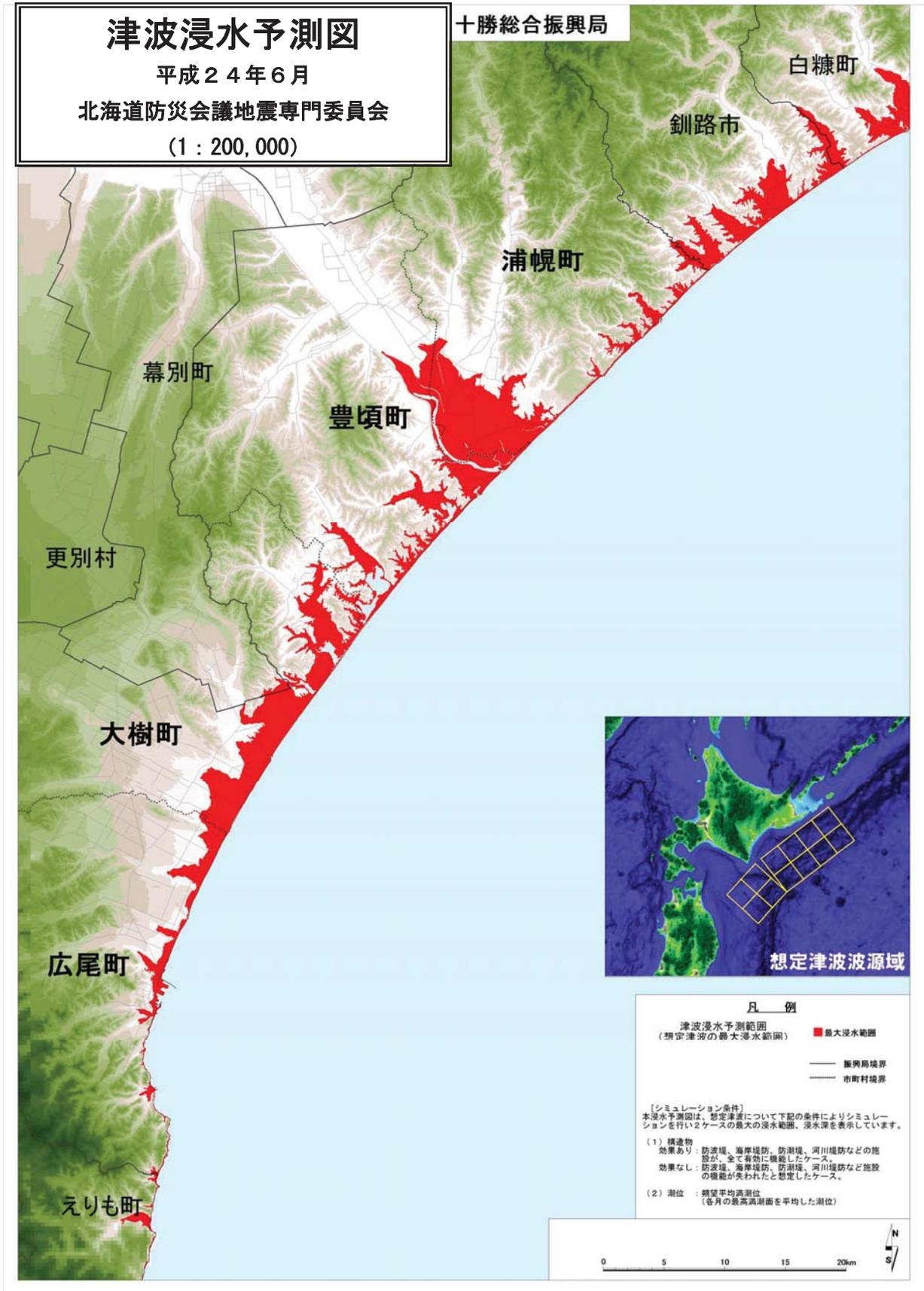
- (1) 除雪幅は歩行者の占有幅 0.75mと考え、歩行者のすれ違いが可能となる 1.50m以上を標準とする。ただし、幕別町においては歩道幅員が 1.00m未満の区間もあるため当面、最小限の 0.75mの幅員を確保すべく実施する。
- (2) 除雪後の残雪は、原則として 10cm以下とする。
- (3) 除雪の優先順位は、通園・通学路を優先とする。
- (4) 計画路線対象の除雪出動時間は、全区間を通勤、通学に支障を生じないよう除雪を終了させる時間とする。
- (5) 計画路線対象の除雪サービス水準は、全区間Aランクとするが、気象状況を勘案し、片歩道を当面Bランクに位置づけ複数ランクを付けた区間を定めても良い。

除雪サービス水準は概ね表1のランク別として扱う。

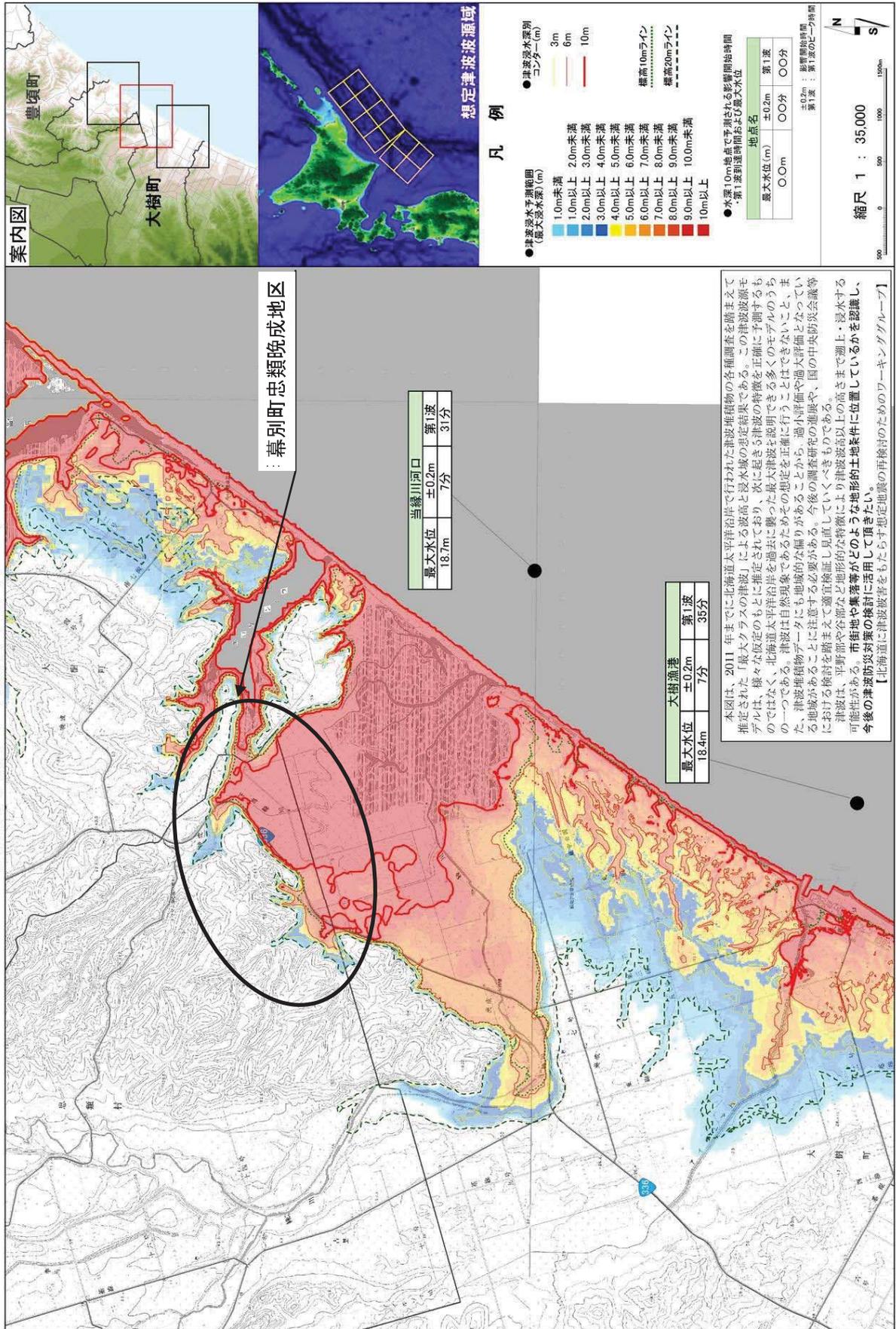
表1 町道除雪サービス水準

ランク	歩道除雪の内容		出動基準
A	早朝除雪	通勤・通学に支障を生じない空間確保	連続降雪深 10cm
B	昼間除雪	日常買物など一般的な生活通路として支障を生じない空間確保	連続降雪深 10cm
C	連続降雪後除雪	2～3日程度の降雪がおさまった時など広域的な歩行者の空間確保	積雪深 10cm以上
D	その他	積雪の落ち着いた時または春先など比較的冬期間に利用が低い歩道間の確保	—

資料10-2 津波浸水予測図



津波浸水予測図 市町村別図 大樹町(2/3)

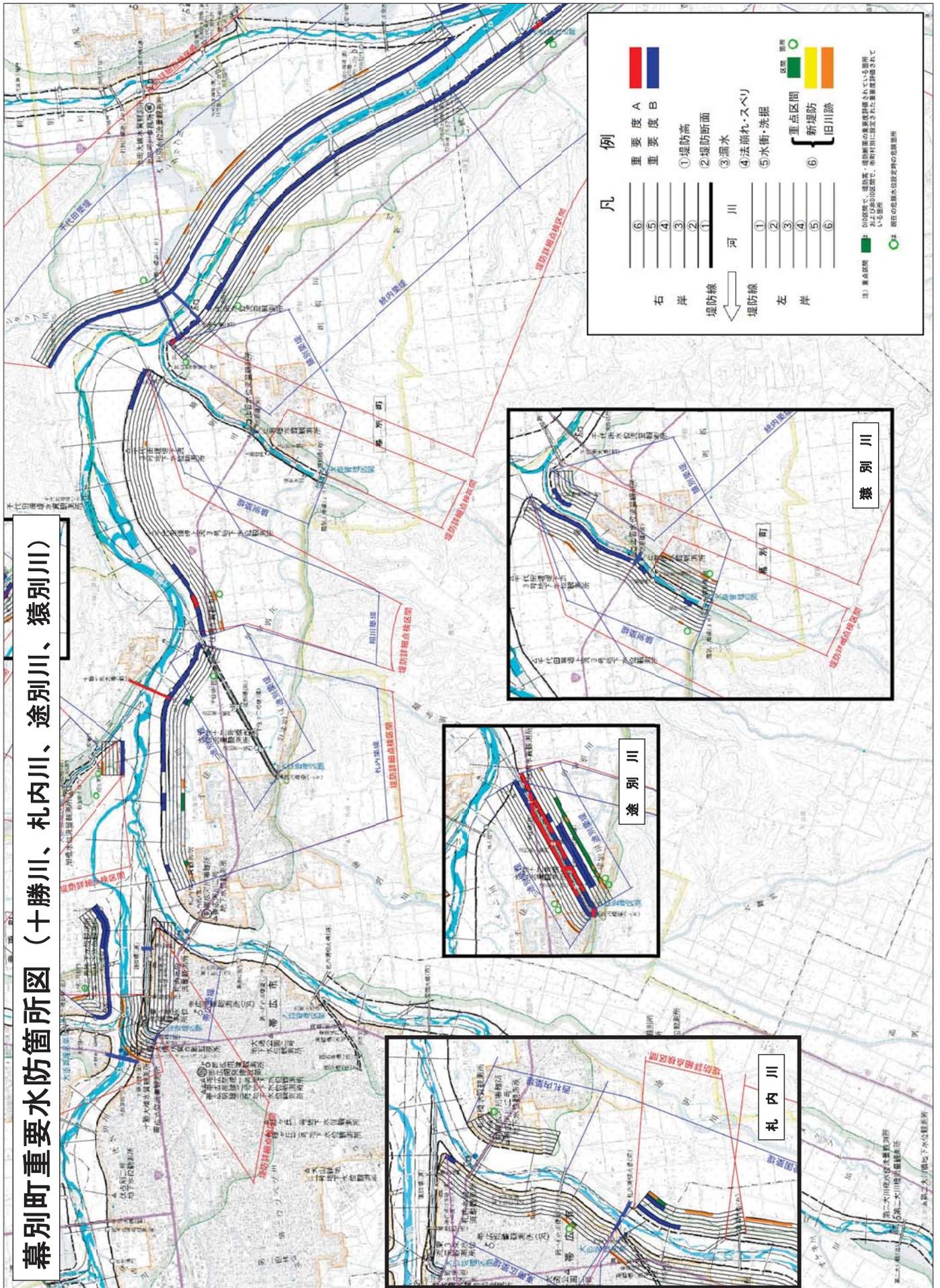


資料10-3 重要水防箇所

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理
1	十勝川	右岸	統内築堤	30.60~37.40	6.83	堤防高	B		大臣管理区間
2	十勝川	右岸	統内築堤	37.80~38.20	0.63	堤防高	B		大臣管理区間
3	十勝川	右岸	統内築堤	38.40~38.40	0.24	堤防高	A		大臣管理区間
4	十勝川	右岸	相川築堤	38.60~38.60	0.14	堤防高	A		大臣管理区間
5	十勝川	右岸	相川築堤	38.80~38.80	0.14	堤防高	B		大臣管理区間
6	十勝川	右岸	相川築堤	39.00~41.40	1.78	堤防高	B		大臣管理区間
7	十勝川	右岸	相川築堤	45.80~46.40	0.55	堤防高	B		大臣管理区間
8	十勝川	右岸	相川築堤	46.60~46.60	0.14	堤防高	A		大臣管理区間
9	十勝川	右岸	相川築堤	46.80~47.00	0.28	堤防高	B		大臣管理区間
10	十勝川	右岸	札内築堤	47.20~48.00	0.88	堤防高	B		大臣管理区間
11	十勝川	右岸	札内築堤	48.20~48.20	0.18	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
12	十勝川	右岸	札内築堤	48.40~49.40	1.05	堤防高	B		大臣管理区間
13	十勝川	右岸	札内築堤	49.60~50.40	0.88	堤防高	B		大臣管理区間
14	十勝川	右岸	札内築堤	51.00~51.20	0.35	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
15	十勝川	右岸	札内築堤	52.80~52.80	0.18	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
16	十勝川	右岸	札内築堤	48.18~48.38	0.18	水衝・洗掘	B	重点区間	大臣管理区間
17	十勝川	-	千代田大橋(新橋)	37.55	-	工作物	B		大臣管理区間
18	十勝川	-	第十勝川橋梁	38.05	-	工作物	B		大臣管理区間
19	十勝川	-	十勝中央大橋	48.33	-	工作物	A		大臣管理区間
20	十勝川	右岸	統内築堤	35.70~35.90	0.12	旧川跡	要注意		大臣管理区間
21	十勝川	右岸	統内築堤	36.35~36.40	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
22	十勝川	右岸	相川築堤	38.70~38.80	0.07	旧川跡	要注意		大臣管理区間
23	十勝川	右岸	相川築堤	40.85~40.90	0.05	旧川跡	要注意		大臣管理区間
24	十勝川	右岸	相川築堤	42.10~42.20	0.08	旧川跡	要注意		大臣管理区間
25	十勝川	右岸	相川築堤	46.50~46.65	0.15	旧川跡	要注意		大臣管理区間
26	十勝川	右岸	相川築堤	46.95~47.05	0.11	旧川跡	要注意		大臣管理区間
27	十勝川	右岸	札内築堤	48.09~48.10	0.04	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
28	十勝川	右岸	札内築堤	50.55~50.70	0.16	旧川跡	要注意		大臣管理区間
29	十勝川	右岸	札内築堤	52.15~52.19	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
30	十勝川	右岸	札内築堤	52.75~52.80	0.11	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
31	十勝川	右岸	札内築堤	53.00~53.05	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
32	十勝川	右岸	札内築堤	53.15~53.25	0.10	旧川跡	要注意		大臣管理区間
33	札内川	右岸	愛国築堤	7.20~7.20	0.19	堤防断面	B		大臣管理区間
34	札内川	右岸	愛国築堤	7.40~7.60	0.37	堤防断面	B	重点区間	大臣管理区間
35	札内川	右岸	愛国築堤	7.80~8.20	0.56	堤防断面	B		大臣管理区間
36	札内川	右岸	愛国築堤	7.30~7.70	0.19	水衝・洗掘	B	重点区間	大臣管理区間
37	札内川	-	札内清柳大橋	7.01	-	工作物	B		大臣管理区間
38	札内川	右岸	愛国築堤	7.00~7.40	0.33	旧川跡	要注意		大臣管理区間
39	猿別川	左岸	猿別築堤	1.00~2.80	2.12	堤防高	B		大臣管理区間
40	猿別川	左岸	猿別築堤	3.20~3.20	0.24	堤防高	B		大臣管理区間
41	猿別川	左岸	猿別築堤	4.40~4.40	0.24	堤防高	B		大臣管理区間
42	猿別川	右岸	猿別築堤	1.00~1.20	0.24	堤防高	B		大臣管理区間
43	猿別川	-	止若橋	2.97	-	工作物	B		大臣管理区間
44	猿別川	左岸	猿別築堤	1.20~1.30	0.13	旧川跡	要注意		大臣管理区間
45	猿別川	左岸	猿別築堤	1.60~1.90	0.28	旧川跡	要注意		大臣管理区間
46	猿別川	左岸	猿別築堤	4.30~4.40	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
47	猿別川	右岸	猿別築堤	3.30~3.50	0.15	旧川跡	要注意		大臣管理区間
48	猿別川	右岸	猿別築堤	4.30~4.55	0.26	旧川跡	要注意		大臣管理区間
49	猿別川	右岸	猿別築堤	4.65~4.80	0.14	旧川跡	要注意		大臣管理区間
50	途別川	左岸	途別築堤	0.80~0.80	0.21	堤防高	B		大臣管理区間
51	途別川	左岸	途別築堤	1.00~1.20	0.41	堤防高	B		大臣管理区間
52	途別川	左岸	途別築堤	1.40~1.80	0.62	堤防高	A		大臣管理区間
53	途別川	左岸	途別築堤	2.00~2.00	0.21	堤防高	A		大臣管理区間
54	途別川	左岸	途別築堤	2.20~2.80	0.82	堤防高	A		大臣管理区間
55	途別川	左岸	途別築堤	3.00~3.20	0.41	堤防高	A		大臣管理区間
56	途別川	左岸	途別築堤	3.40~3.80	0.61	堤防高	B		大臣管理区間
57	途別川	右岸	途別築堤	0.60~0.60	0.21	堤防高	A		大臣管理区間
58	途別川	右岸	途別築堤	0.80~0.80	0.21	堤防高	A		大臣管理区間
59	途別川	右岸	途別築堤	1.00~1.00	0.21	堤防高	B		大臣管理区間
60	途別川	右岸	途別築堤	1.20~1.20	0.21	堤防高	A		大臣管理区間
61	途別川	右岸	途別築堤	1.40~1.80	0.66	堤防高	A	重点区間	大臣管理区間

資料10-3 重要水防箇所

No.	河川名	左右岸	築堤名	距離標	延長	種別	重要度	重点区間	管理
62	途別川	右岸	途別築堤	2.00~2.00	0.21	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
63	途別川	右岸	途別築堤	2.20~2.40	0.41	堤防高	A	重点区間	大臣管理区間
64	途別川	右岸	途別築堤	2.60~2.60	0.21	堤防高	B	重点区間	大臣管理区間
65	途別川	右岸	途別築堤	2.80~3.20	0.62	堤防高	A	重点区間	大臣管理区間
66	途別川	右岸	途別築堤	3.40~3.60	0.41	堤防高	B		大臣管理区間
67	途別川	右岸	途別築堤	1.60~1.60	0.25	堤防断面	B		大臣管理区間
68	途別川	右岸	途別築堤	1.72~1.80	0.08	法崩れ・スバリ	B	重点区間	大臣管理区間
69	途別川	右岸	途別築堤	1.80~2.00	0.21	法崩れ・スバリ	B	重点区間	大臣管理区間
70	途別川	右岸	途別築堤	2.00~3.20	1.23	法崩れ・スバリ	B	重点区間	大臣管理区間
71	途別川	右岸	途別築堤	1.72~1.80	0.08	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
72	途別川	右岸	途別築堤	1.80~2.00	0.21	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
73	途別川	右岸	途別築堤	2.00~3.20	1.23	漏水	B	重点区間	大臣管理区間
74	途別川	-	千住橋	1.11	-	工作物	A		大臣管理区間
75	途別川	-	白鳥橋	1.98	-	工作物	A		大臣管理区間
76	途別川	-	千住12号橋	2.58	-	工作物	A		大臣管理区間
77	途別川	-	途別鉄道橋	3.65	-	工作物	A		大臣管理区間
78	途別川	-	白人橋	3.68	-	工作物	B		大臣管理区間
79	途別川	左岸	途別築堤	2.80~2.85	0.05	旧川跡	要注意		大臣管理区間
80	途別川	左岸	途別築堤	2.98~3.03	0.05	旧川跡	要注意		大臣管理区間
81	途別川	左岸	途別築堤	3.40~3.60	0.21	旧川跡	要注意		大臣管理区間
82	途別川	左岸	途別築堤	3.60~3.70	0.06	旧川跡	要注意		大臣管理区間
83	途別川	右岸	途別築堤	0.40~0.50	0.04	旧川跡	要注意		大臣管理区間
84	途別川	右岸	途別築堤	1.70~1.80	0.07	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
85	途別川	右岸	途別築堤	2.80~2.85	0.08	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
86	途別川	右岸	途別築堤	2.95~3.00	0.04	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
87	途別川	右岸	途別築堤	3.10~3.20	0.03	旧川跡	要注意	重点区間	大臣管理区間
88	途別川	右岸	途別築堤	3.20~3.40	0.21	旧川跡	要注意		大臣管理区間
89	猿別川	左岸	-	2.50~2.80	0.30	樋門	B		知事管理区間
90	猿別川	左岸	-	4.50~4.70	0.20	-	B		知事管理区間
91	猿別川	右岸	-	14.90~15.10	0.20	-	B		知事管理区間
92	途別川	左岸	-	0.00~1.80	1.80	樋門	B		知事管理区間

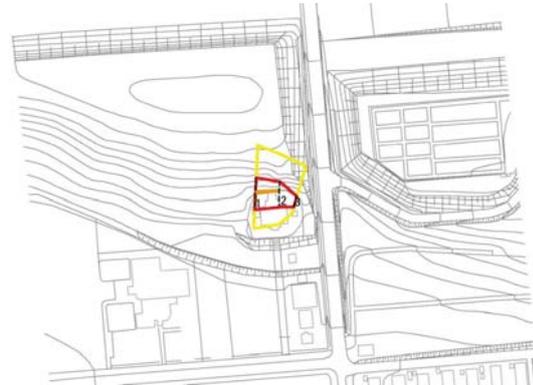


資料10-5 土砂災害警戒区域等の指定箇所

番号	区域の名称	区域番号	所在地	発生する自然現象	警戒区域	特別警戒区域
1	幕別札内文京町	I-8-19-2665	札内文京町	急傾斜地の崩壊	○	○
2	幕別錦町1	I-8-20-2666	錦町	急傾斜地の崩壊	○	○
3	幕別糠内1	I-8-23-2669	糠内	急傾斜地の崩壊	○	○
4	幕別豊岡2	II-8-27-2034	豊岡	急傾斜地の崩壊	○	○
5	幕別猿別2	II-8-29-2036	猿別	急傾斜地の崩壊	○	○
6	幕別軍岡	II-8-31-2038	軍岡	急傾斜地の崩壊	○	○



①幕別札内文京町



①幕別札内文京町



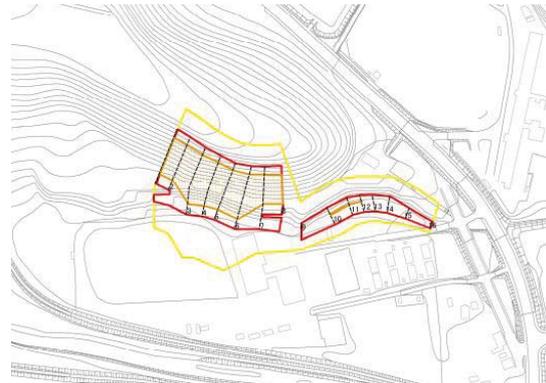
②幕別錦町1



②幕別錦町1



③幕別糠内1



③幕別糠内1



④幕別豊岡2



④幕別豊岡2



⑤幕別猿別2



⑤幕別猿別2



⑥幕別軍岡



⑥幕別軍岡

資料10-6 土砂災害危険箇所

〈急傾斜地崩壊危険箇所〉

図番号	箇所名	所在地（公区）	備考
急 001	幕別 札内文京町	文京町	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 002	幕別 錦町 1	錦町 1	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 003	幕別 豊岡 1	中稲士別	
急 004	幕別 猿別 1	猿別	
急 005	幕別 糠内 1	糠内市街	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 006	幕別 錦町 2	錦町 1	
急 007	幕別 途別1	途別	
急 008	幕別 途別 2	途別	
急 009	幕別 豊岡 2	中稲士別	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 010	幕別 豊岡 3	稲士別	
急 011	幕別 猿別 2	西猿別	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 012	幕別 猿別 3	猿別	
急 013	幕別 軍岡	軍岡	土砂災害警戒区域等指定箇所
急 014	幕別 糠内 2	糠内市街	
急 015	幕別 五位	五位	
急 016	幕別 依田	依田	
急 017	忠類 明和	忠類幌内	

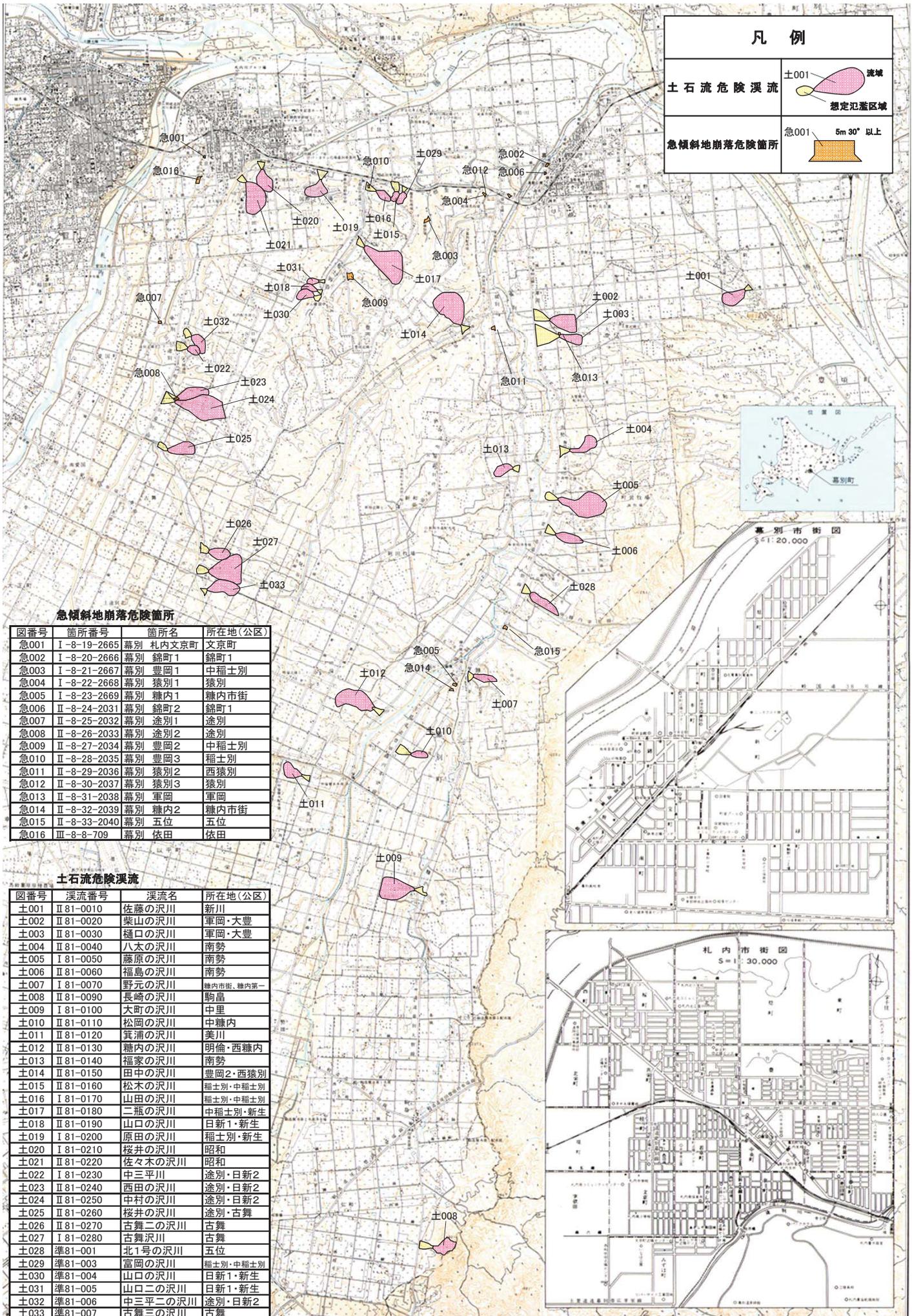
〈土石流危険渓流〉

番号	渓流名	所在地（公区）	備考
土 001	佐藤の沢川	新川	
土 002	柴山の沢川	軍岡・大豊	
土 003	樋口の沢川	軍岡・大豊	
土 004	八太の沢川	南勢	
土 005	藤原の沢川	南勢	
土 006	福島の沢川	南勢	
土 007	野元の沢川	糠内市街	

番号	溪流名	所在地（公区）	備考
土 008	長崎の沢川	駒島	
土 009	大町の沢川	中里	
土 010	松岡の沢川	西糠内	
土 011	箕浦の沢川	美川	
土 012	糖内の沢川	明倫・西糠内	
土 013	福家の沢川	南勢	
土 014	田中の沢川	豊岡2・西猿別	
土 015	松木の沢川	稲士別・中稲士別	
土 016	山田の沢川	稲士別・中稲士別	
土 017	二瓶の沢川	中稲士別・新生	
土 018	山口の沢川	日新1・新生	
土 019	原田の沢川	稲士別・新生	
土 020	桜井の沢川	昭和	
土 021	佐々木の沢川	昭和	
土 022	中三平川	途別・日新2	
土 023	西田の沢川	途別・日新2	
土 024	中村の沢川	途別・日新2	
土 025	桜井の沢川	途別・古舞	
土 026	古舞二の沢川	古舞	
土 027	古舞沢川	古舞	
土 028	北1号の沢川	五位	
土 029	富岡の沢川	稲士別・中稲士別	
土 030	山口の沢川	日新1・新生	
土 031	山口二の沢川	日新1・新生	
土 032	中三平二の沢川	途別・日新2	
土 033	古舞三の沢川	古舞	
土 034	東宝の沢川	忠類東宝	
土 035	元忠類の沢川	忠類元忠類	

土砂災害危険箇所図

資料編 第10章 災害危険箇所



凡例	
土石流危険渓流	土001 流域 想定汎濫区域
急傾斜地崩落危険箇所	急001 5m 30° 以上

急傾斜地崩落危険箇所

図番号	箇所番号	箇所名	所在地(公区)
急001	I-8-19-2665	幕別 礼内文京町	文京町
急002	I-8-20-2666	幕別 錦町1	錦町1
急003	I-8-21-2667	幕別 豊岡1	中稲士別
急004	I-8-22-2668	幕別 猿別1	猿別
急005	I-8-23-2669	幕別 糠内1	糠内市街
急006	II-8-24-2031	幕別 錦町2	錦町1
急007	II-8-25-2032	幕別 途別1	途別
急008	II-8-26-2033	幕別 途別2	途別
急009	II-8-27-2034	幕別 豊岡2	中稲士別
急010	II-8-28-2035	幕別 豊岡3	稲士別
急011	II-8-29-2036	幕別 猿別2	西猿別
急012	II-8-30-2037	幕別 猿別3	猿別
急013	II-8-31-2038	幕別 軍岡	軍岡
急014	II-8-32-2039	幕別 糠内2	糠内市街
急015	II-8-33-2040	幕別 五位	五位
急016	III-8-8-709	幕別 依田	依田

土石流危険渓流

図番号	渓流番号	渓流名	所在地(公区)
土001	II 81-0010	佐藤の沢川	新川
土002	II 81-0020	柴山の沢川	軍岡・大豊
土003	II 81-0030	樋口の沢川	軍岡・大豊
土004	II 81-0040	八木の沢川	南勢
土005	I 81-0050	藤原の沢川	南勢
土006	II 81-0060	福島沢川	南勢
土007	I 81-0070	野元の沢川	糠内市街、糠内第一
土008	II 81-0090	長崎の沢川	駒畠
土009	I 81-0100	大町の沢川	中里
土010	II 81-0110	松岡の沢川	中糠内
土011	II 81-0120	箕浦の沢川	美川
土012	II 81-0130	糠内の沢川	明倫・西糠内
土013	II 81-0140	福家の沢川	南勢
土014	II 81-0150	田中の沢川	豊岡2・西猿別
土015	II 81-0160	松木の沢川	稲士別・中稲士別
土016	I 81-0170	山田の沢川	稲士別・中稲士別
土017	II 81-0180	二瓶の沢川	中稲士別・新生
土018	II 81-0190	山口の沢川	日新1・新生
土019	I 81-0200	原田の沢川	稲士別・新生
土020	I 81-0210	桜井の沢川	昭和
土021	II 81-0220	佐々木の沢川	昭和
土022	I 81-0230	中三平川	途別・日新2
土023	II 81-0240	西田の沢川	途別・日新2
土024	II 81-0250	中村の沢川	途別・日新2
土025	II 81-0260	桜井の沢川	途別・古舞
土026	II 81-0270	古舞二の沢川	古舞
土027	I 81-0280	古舞沢川	古舞
土028	準81-001	北1号の沢川	五位
土029	準81-003	富岡の沢川	稲士別・中稲士別
土030	準81-004	山口の沢川	日新1・新生
土031	準81-005	山口二の沢川	日新1・新生
土032	準81-006	中三平二の沢川	途別・日新2
土033	準81-007	古舞三の沢川	古舞

土砂災害危険箇所図

